

春日部市

こども・若者計画



「クレヨンしんちゃん」©臼井儀人／双葉社・シンエイ・テレビ朝日・ADK

令和7年3月

春日部市

春日部市民憲章

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ
豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史のあるまちです

わたしたちは この先の時代に想いを馳せ
だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して
ここに 市民憲章を定めます

- 一 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 一 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- 一 お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- 一 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 一 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

そして
このまちで
ともに生きましょう

はじめに

このたび、全てのこども・若者が、自分の幸せを考え、探求できる、また、その成長を後押しできるまちの実現を目指して、「春日部市こども・若者計画」を策定しました。



子育て支援に関しましては、国・自治体とも各種施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待や不登校の件数の増加、こどもの貧困やヤングケアラーの問題等、こどもを取り巻く環境は深刻化しています。そのため、常にこどもの最善の利益を第一に考え（こどもファースト）、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」へと転換を図る必要があります。

こども・若者は、これからの地域社会の担い手です。こども・若者が自分たちに関わることにについて意見を持ち、その意見を聴き、まちづくり施策に反映していくこと、実際の参画につなげていくことが重要です。

また、悩みごとや困りごとを抱えるこども・若者が声をあげやすい、相談しやすい環境を整え、必要な支援につなげていくことも必要です。

こうした、こども・若者の人格と個性の尊重、権利の擁護が、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送るためには欠かせません。

全てのこども・若者が、それぞれの幸せ（ウェルビーイング）を思い描くことができる環境、その幸せを叶えられるまちの実現を目指し、各種施策に取り組んでまいりますので、今後も皆様のより一層のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいたこども・子育て支援審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいたこども・若者及び保護者の皆様、こどもまんなかタウンワーキンググループにご参加いただいた SDGs パートナーズ会員からの選出委員の皆様、ヒアリング調査にご協力いただいた各種団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

春日部市長 岩谷 一弘

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
(1) こども基本法の施行	1
(2) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」	1
(3) こども・若者計画策定の趣旨	2
2 計画の概要	2
(1) 「こども・若者計画」における「こども」の定義と考え方、表記について	2
(2) 計画期間・位置づけ	3
(3) SDGsの視点	4
(4) 計画の策定体制	5
3 春日部市のこども・若者を取り巻く状況	6
(1) 調査の概要	6
(2) こども・若者調査からみられる状況	7
4 調査等から見えてきた課題	13
第2章 計画の基本理念と施策の方向性	14
1 基本理念	14
2 施策の方向性	15
3 重点的に取り組む事業	16
4 施策の体系	16
第3章 基本施策の展開	17
★基本施策1 こども・若者が主体的に社会の形成に参画するまちづくり	17
(1) こども・若者の権利擁護が図られる取組の推進	17
★基本施策2 こども・若者の地域・産学官連携による多様な居場所づくり	19
(1) 連携による多様なこども・若者の居場所の創出	19
(2) 連携による体験活動の機会創出	22
★基本施策3 こども・若者の心身の健康を支える体制づくり	25
(1) 保健・健康・医療の充実	25
(2) 生きる力・心の安全基地の形成	28
★基本施策4 幸せを想像できる子育て支援への体制づくり	29
(1) 妊娠期からの切れ目ない伴走型支援	29

(2) 支え合いによる包括的な子育て支援	30
(3) ひとり親家庭等への支援	32
第4章 こどもの貧困対策の推進	33
第5章 子ども・子育て支援事業計画	33
1 子ども・子育て支援事業の実施状況	33
(1) 保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の定員・利用状況	34
(2) 放課後児童クラブの定員・利用状況	38
2 ニーズ調査結果・こども人口の推計	40
(1) ニーズ調査の概要・結果	40
(2) 調査等から見えてきた課題	50
(3) 計画期間のこども数の推計	51
3 教育・保育提供区域の設定	52
4 教育・保育の量の見込み・提供体制の確保内容	53
(1) 教育・保育施設の確保	53
(2) 地域子ども・子育て支援事業の確保	60
第6章 計画の推進	75
1 推進体制	75
2 管理指標	76
第7章 資料	78
1 策定経過	78
2 審議会	80
3 庁内検討組織	86
4 用語解説	88

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) こども基本法の施行

こどもに関する施策については、これまでも待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできましたが、残念ながら、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなどこどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけました。このような危機的な状況を踏まえると、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。

このため、国においては、こども政策の司令塔としてこども家庭庁を設置しました。このような組織法と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきたこどもに関する様々な取組を講ずるにあたっての共通の基盤となるものとして、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法が必要であるとし、「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。さらに、令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。これまでの子供の貧困対策大綱、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱が統合され、より総合的・一体的にこども施策を進めていくこととなります。

(2) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

「こどもまんなか社会」は、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。このようなことがこどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要です。その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることが期待されます。

(3)こども・若者計画策定の趣旨

本市では、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策推進計画」を含め、こども基本法の示す理念及びこども大綱の示す基本的な方針を踏まえ、春日部市のこども・若者施策の総合的な計画として「こども・若者計画」を策定・推進します。

「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に規定する市町村こども・若者計画、「こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律」第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定に基づき、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして策定します。

2 計画の概要

(1)「こども・若者計画」における「こども」の定義と考え方、表記について

こども基本法を踏まえ、「こども」は心身の発達の過程にある者と定義します。

こども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や 18 歳、20 歳といった特定の年齢で途切れることなく行われることを目指します。

ただし、第3章の基本施策に位置づける各種取組について、その目的や趣旨により対象年齢を設定することで合理的かつ効果的な場合は設定をするものとします。

表記について、若者は「こども」に含まれるものですが、その認識が浸透されていないことから、本計画では「こども・若者」という表記を使用することとします。

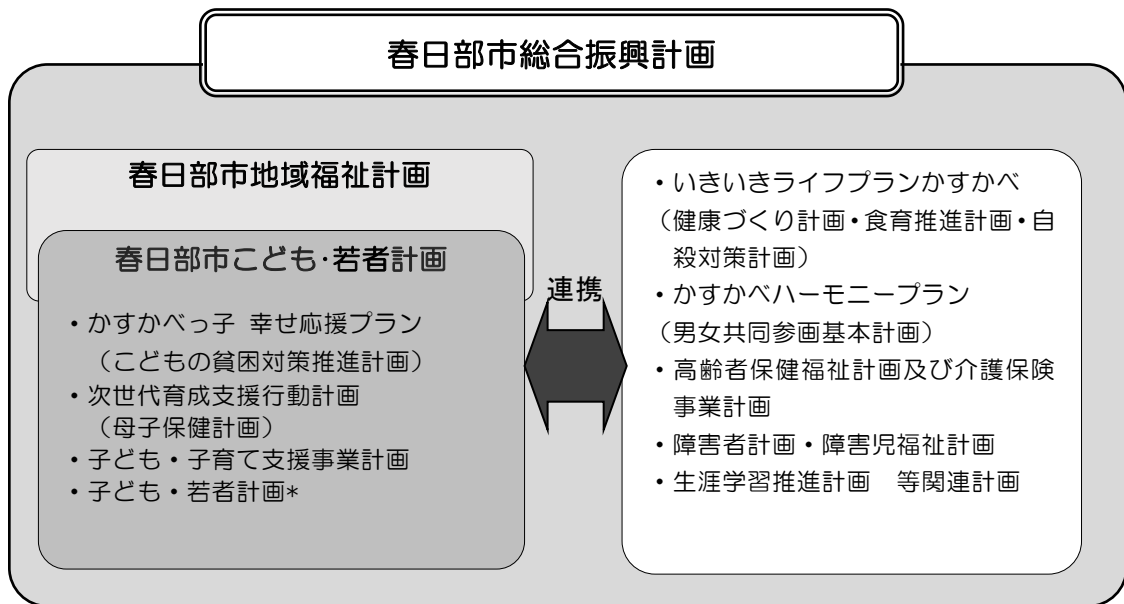
(2)計画期間・位置づけ

本計画は、令和7年度（2025 年）から 11 年度（2029 年）までの5年間を計画期間とします。また、制度改革等国の動向により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】

	2025 年 (R7 年度)	2026 年 (R8 年度)	2027 年 (R9 年度)	2028 年 (R10 年度)	2029 年 (R11 年度)
総合振興計画	(R5～)第2次春日部市総合振興計画 後期基本計画				
地域福祉計画	(R6～)第2期春日部市地域福祉計画				
こども・若者計画					

【位置づけ】



*子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」

(3)SDGsの視点

持続可能な開発目標「SDGs(エスディーゼーズ)=Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標です。「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成されています。こども・若者計画については、このSDGsの考え方も配慮し、持続可能なまちづくりへの取組を推進します。

なお、本計画で取り組むゴール(目標)は次の8つです。

【取り組むゴール(目標)】

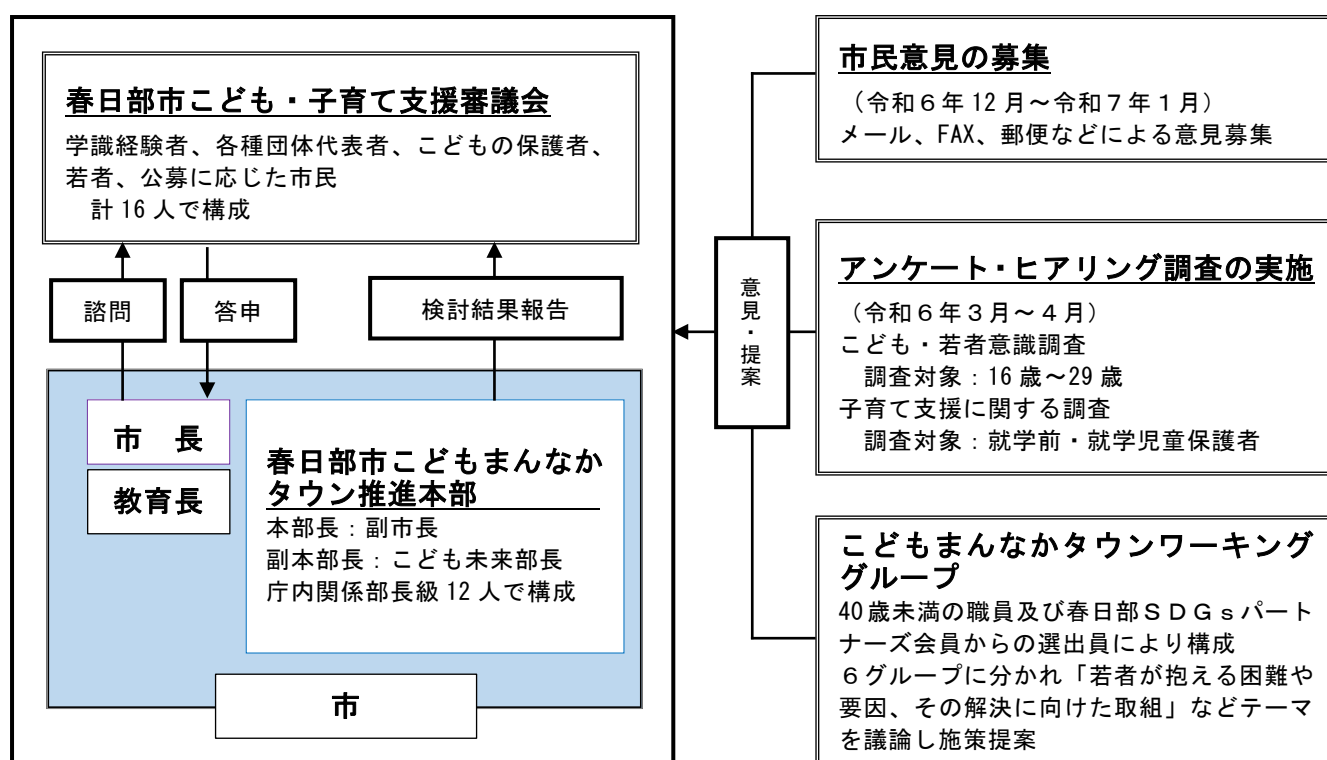


(4)計画の策定体制

こども・若者計画策定にあたり、市内各種団体の代表、こどもの保護者、若者、学識経験者、公募に応じた市民で構成される「こども・子育て支援審議会」において、市民や専門家の意見を取り入れながら、国が示したガイドラインに沿った内容となっているか協議し、計画を策定しました。

また、こども・子育て支援審議会へ提出するための素案を検討する組織として副市長をはじめ庁内関係部署の部員により構成する「こどもまんなかタウン推進本部会議」、40歳未満の職員及び春日部SDGsパートナーズ会員からの選出委員により構成する「こどもまんなかタウンワーキンググループ」にて検討を重ね、計画の策定を進めました。

【策定体制】



3 春日部市のこども・若者を取り巻く状況

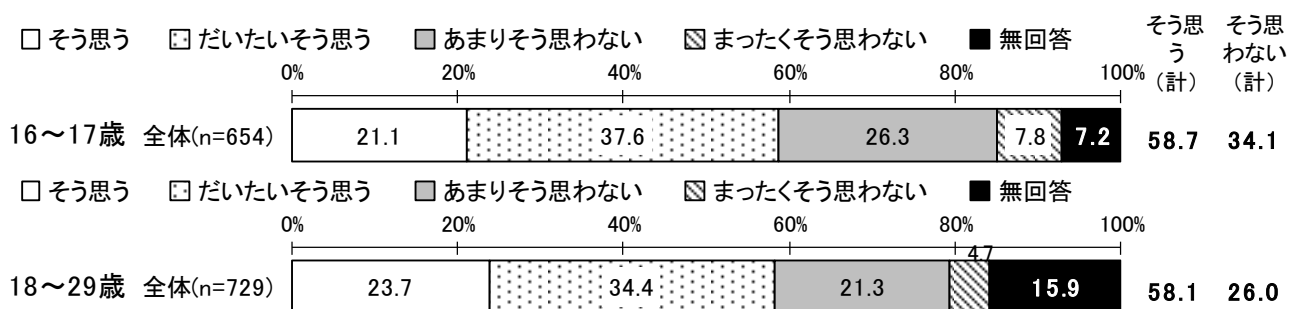
(1)調査の概要

調査の種類	期間	調査対象	目的・設問例	調査方法	回答数	回答率
こども・若者意識調査	3月27日 ～4月12日	16～17歳のこども 1,629件 (内 市内高校 629件) 18～29歳の若者 2,602件 (内 市内大学 602件)	家庭の経済的状況や地域社会との関わり等によるこども・若者の生活実態や意識・意向等の違い等进行分析し、必要な施策検討の参考とする 【設問例】 ・自己肯定感・自己有用感 ・家庭・地域・大人との関わり ・将来・進学希望 ・人とのつながり・他者との関わり ・外出状況・普段の活動 ・就業状況・生活満足度 等	・WEBによるアンケート (アンケート調査用の官製はがき郵送) ・市内県立高校、市内大学あて調査依頼	16～17歳こども 654件 18～29歳若者 729件	16～17歳こども 40.1% 18～29歳若者 28.0%
ヒアリング調査	8月5日 ～31日	市内の子育て支援団体・児童養護施設職員	調査対象を「声を聴かれにくいこども・若者」として課題やニーズ、その対策や実態を把握し、必要な施策検討の参考とする	・WEBによるアンケート	8人	
		市内在住・在学の学習支援活動参加者・児童養護施設入所者		・WEB、紙によるアンケート及び聞き取り	17人	

(2)子ども・若者調査からみられる状況

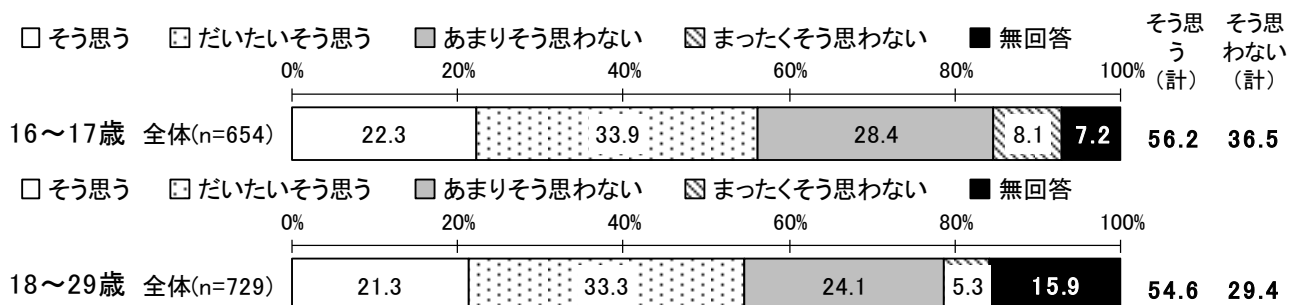
○設問「自分のことが好きだ」

「そう思う」は 16～17 歳で 21.1%、18～29 歳は 23.7%、「だいたいそう思う」は 37.6%、34.4%で合計 58%台です。全国調査（一部選択肢が異なる）では、「あてはまる」は 16.8%、「どちらかというにあてはまる」が 43.2%で 60%であり、「そう思う」割合は国よりもやや高いものの、だいたいそう思う割合がやや低くなっています。



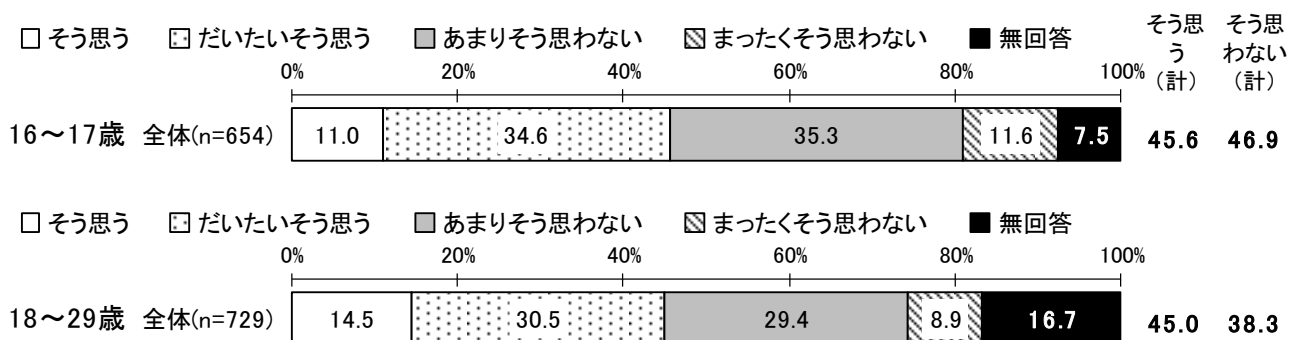
○設問「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」

「そう思う」は 16～17 歳で 22.3%、18～29 歳は 21.3%、「だいたいそう思う」は 33.9%、33.3%で合計 54～56%台です。全国調査（一部選択肢が異なる）では、「あてはまる」が 18.7%、「どちらかというにあてはまる」が 37.6%で 56.6%であり、「そう思う」の割合は国よりもやや高いものの、「だいたいそう思う」の割合がやや低くなっています。



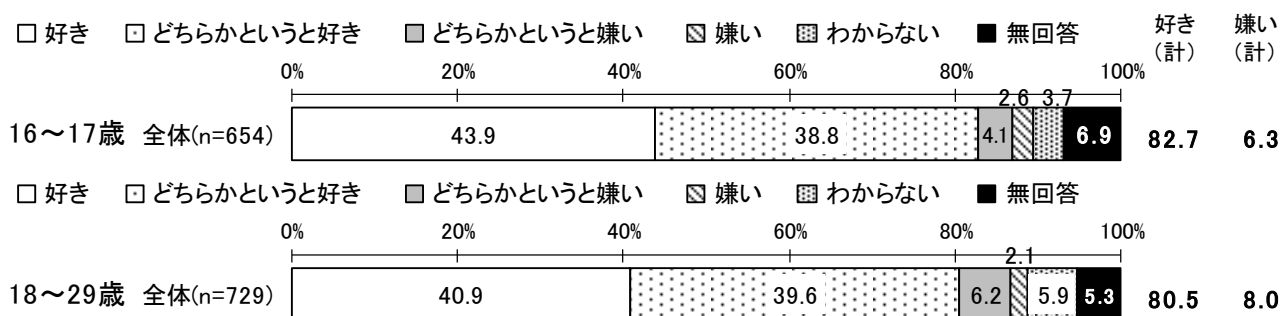
○設問「今の自分に満足している」

「思う」が 16～17 歳で 11.0%、18～29 歳で 14.5%、「だいたい思う」は 34.6%、30.5%で合計 45%台となっている。全国調査（一部選択肢が異なる）は、「あてはまる」12.4%、「どちらかというにあてはまる」が 36.5%で 48.9%であり、「思う」の割合は国よりもやや高いものの、「だいたい思う」の割合がやや低くなっています。



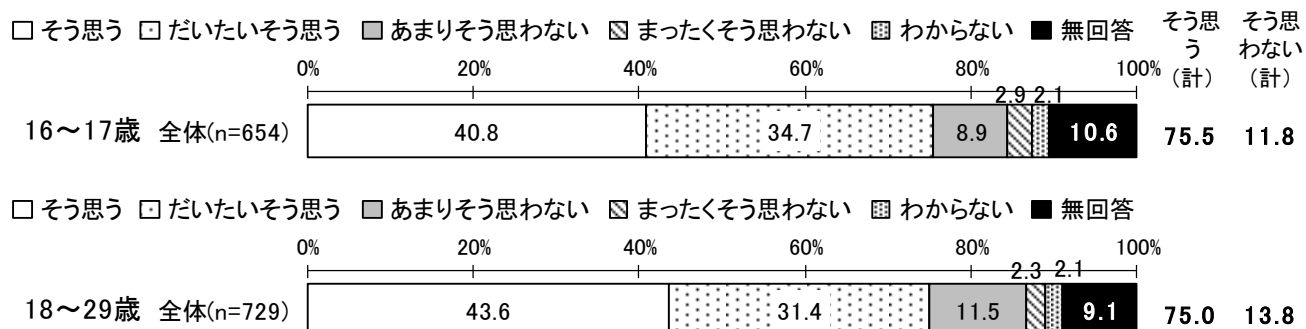
○設問「住んでいるところが好き」

「好き」が 16～17 歳が 43.9%、18～29 歳が 40.9%、「どちらかというが好き」が 38.8%、39.6%と合計 80%を超えています。



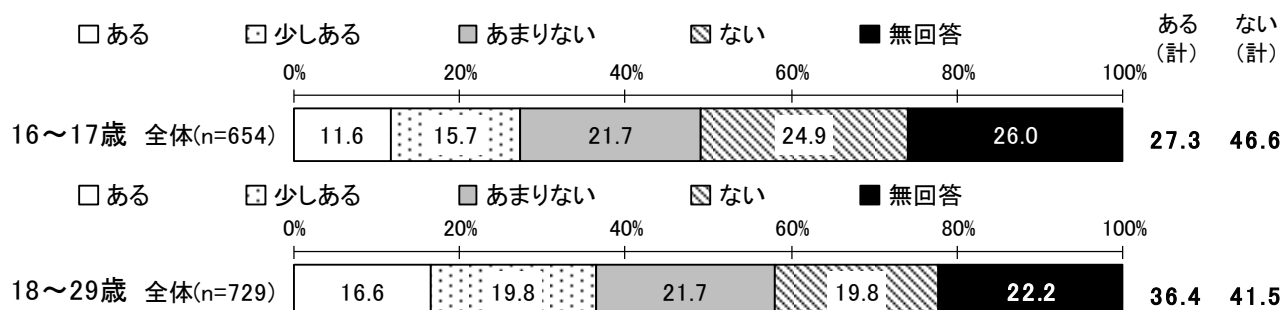
○設問「社会貢献意欲」

「思う」は 16～17 歳で 40.8%、18～29 歳は 43.6%、「だいたい思う」は 34.7%、31.4%で合計 75%台となっている。全国調査（一部選択肢が異なる）では、「思う」33.5%、「だいたい思う」が 49.4%で合計 82.9%であり、「思う」の割合は国よりもやや高いものの、「だいたい思う」の割合がやや低くなっています。



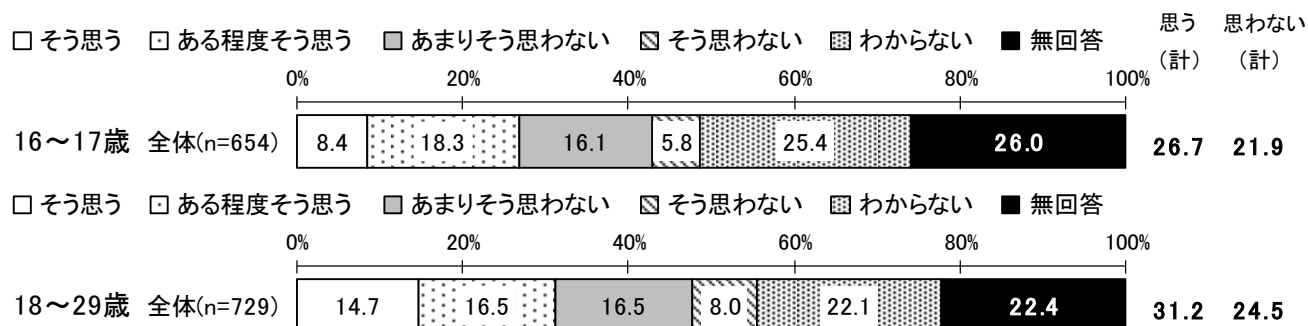
○設問「市のまちづくり等に意見を伝えたいと思ったこと」

「ない」「あまりない」の合計が16～17歳で46.6%、18～29歳は41.5%となっており、「どう意見を伝えればいいのかわからないから」や「自治体に意見を伝えることのハードルが高いから」などが理由にあげられています。意見を伝える方法については、対面、Webアンケート、LINE等のチャットが望ましい方法として回答されています。



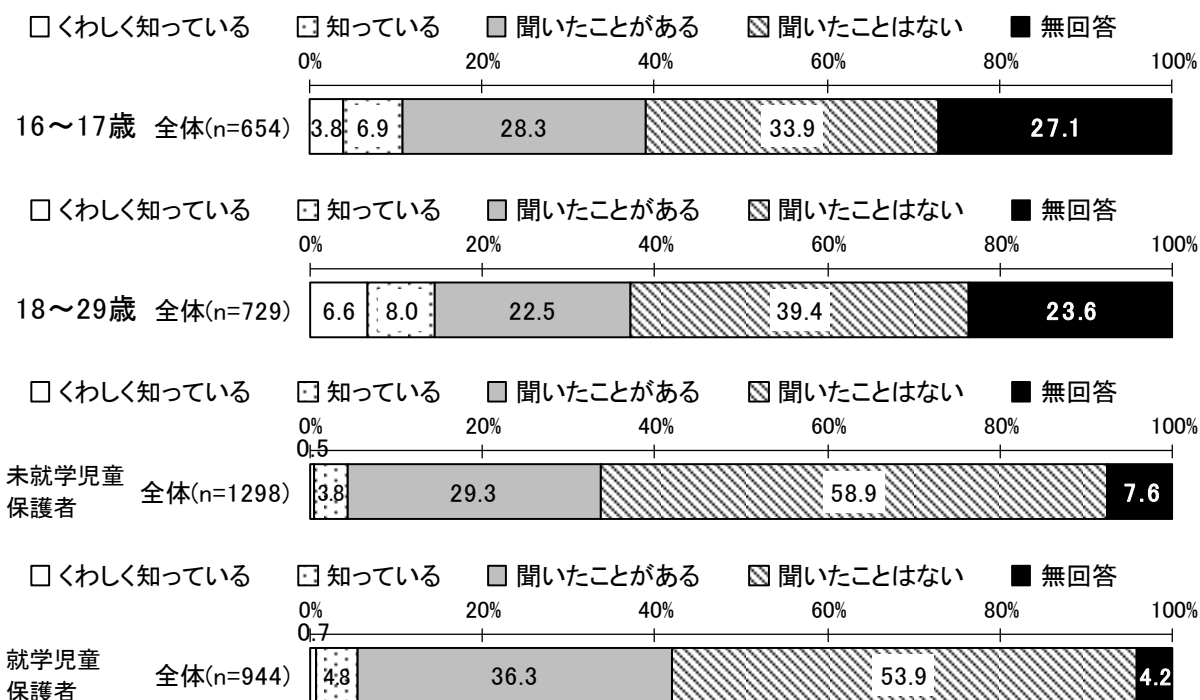
○設問「春日部市がまちづくり等を行う際に、こどもや若者の意見を取り入れているか」

「わからない」が16～17歳で25.4%、18～29歳で22.1%となっており、「ある程度そう思う」と「あまりそう思わない」が16～17歳で20%弱、18～29歳は16.5%となっています。



○設問「こども基本法の認知度」

「聞いたことはない」が16～17歳で33.9%、18～29歳では39.4%と多く、「くわしく知っている」と「知っている」の合計は16～17歳で10.7%、18～29歳では14.6%と認知度はまだ低い状況です。未就学児童保護者は「聞いたことはない」の割合が58.9%、「聞いたことがある」(29.3%)、「知っている」(3.8%)などの順となっています。就学児童保護者は「聞いたことはない」の割合が53.9%で最も高く、次いで「聞いたことがある」(36.3%)、「知っている」(4.8%)などの順となっております。



○設問「居場所になると考える場所」

「いつでも行きたいときに行ける」が16～17歳で59.9%、18～29歳では60.6%と多く、「長い時間いられる」が16～17歳で57.2%、18～29歳では46.2%、「ありのままでいられたり本音を出せたりする」が16～17歳で48.9%、18～29歳では42.2%の順となっています。

	1位 いつでも行きたいときに行ける	2位 長い時間いられる	3位 ありのままでいられたり本音を出せたりする
16～17歳全体(n=654)	59.9%	57.2%	48.9%
18～29歳全体(n=729)	60.6%	46.2%	42.2%

○設問「学校生活や日々の暮らしの中であると思う体験の機会」

「将来の働き方や、生活のための金融・経済に関する知識を知る機会」の割合が20.8%も高く、次いで「外国人と交流したり、外国の文化を理解したりする機会」(16.7%)、「掃除や環境美化などのボランティア活動の機会」(13.9%)の順となっています。

	1位 将来の働き方や、生活のための金融・経済に関する知識を知る機会	2位 外国人と交流したり、外国の文化を理解したりする機会	3位 掃除や環境美化などのボランティア活動の機会
16～17 歳全体 (n=654)	20.8%	16.7%	13.9%

○声を聴かれにくいこども・若者からみられる状況

学校は楽しいという意見が多く、勉強は苦手なものもあると意見がありました。そして、勉強ができること、将来の夢があることは大事と考えている様子がうかがえます。大切なことは「健康である」「家族と仲よく生活する」「お金がたくさんある」「友達がたくさんいる」など、困っていることは「スマートフォンがもてない」「朝起きられない」「宿題」などで、相談相手は「親」「兄弟」「学校の先生」「施設の職員」となっています。

外国籍のこどもは、兄弟姉妹や小さい頃からの友達と過ごしていることも多く、家庭内では日本語と母国語を組み合わせる保護者と会話している様子などがうかがえます。日本に住み始めた年齢や日本語がわかるようになるまでの期間がどれくらいなのかは、生活や成長段階で重要であることがうかがえます。

○こども・子育て家庭を支援している機関等からの意見

支援(活動)を行う中で難しいと感じることは、「人材の確保」、「他部署や他機関との連携」が多くみられます。

困難を抱えるこどもや保護者に必要だと思う支援・制度として、「学校内・学校外での学習支援」、「放課後や長期休暇中の居場所支援」などがあげられています。

○こどもまんなかタウンワーキングからの提案

ヤングケアラーへの支援、こどもの居場所づくり、官民産学連携した多様な体験の必要性、こどもまんなか公園づくり、こどもまんなか会議の創設、託児場所が設置された親同士の交流の場の確保提案がありました。

ヤングケアラーとは

高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者（ケアラー）のうち、18歳未満の方です。【埼玉県ケアラー支援条例での定義】



4 調査等から見えてきた課題

○こども基本法の認知度

令和5年4月1日に施行されたこども基本法の認知度はまだ低く、子どもの権利条約を踏まえたこどもの権利擁護に関する普及啓発が継続して必要です。

○こども・若者の相談窓口

こども・若者の抱えている悩みに気づく機会が少なくまた、こども・若者自身も声をあげにくい状況があることから、こども・若者が相談するきっかけとなる場の創設や参加しやすい手法の検討が必要です。地域、様々な機関が連携して、こども・若者の状況や抱えている悩みを把握し、早期に関わることができる仕組みを確立する必要があります。

○こども・若者の意見を聴く場の創出

こども・若者が自分の意見を発信したり、まちづくり等について意見を述べたりする機会が少ないことや、情報不足により意見を述べにくくしている状況も見受けられます。一方で市に愛着を感じるということもこども・若者が多いことから、自分の住むまちへの関心はあると考えられ、情報発信の仕方に工夫が必要となっています。

○こども・若者の意見を聴くという大人の意識醸成

地域生活における日常的な関わりや、ふれあいの機会の減少等により、こども・若者の状況や考えを聴く機会が少なくなっています。こども・若者の声を聴き、その声を反映した事業運営を図るには、こども・若者が我が事として考えるための学びの機会や必要な情報を提供する必要があり、様々な場面への参画を促進していくことも必要です。あわせて、大人たちがこども・若者の声を真摯に聴く力を習得し、こども・若者をまんなかに考えるという意識、共に生きる仲間として考える意識づくりが重要です。

○困難を抱えるこども・若者・保護者への支援

地域社会が支えてきたこども・若者の健全育成や子育て支援が、繋がりの希薄によって地域で暮らす人々に孤立、孤独感を抱かせる傾向が懸念されています。困難な状況にあるこども・若者や子育て家庭への支援は地域全体での支えが必要です。当事者の声を受け止める多様な機会を設けることや様々な機関が連携し、手を差し伸べていくことが重要です。

第2章 計画の基本理念と施策の方向性

1 基本理念

「すべての こども・若者の権利が守られ、
それぞれのしあわせを思い描くことができる、
そして 叶えることができるまちの実現」

一人ひとりのこども・若者が、自分の幸せを考え、探求できる、こども・若者の成長を後押しできるまちを目指し、その実現に取り組んでいきます。その根底にある考え方は、常に「こども・若者の最善の利益」を第一に考え（こどもファースト）、こども・若者の人格と個性が尊重され、権利（こどもの権利条約では「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）が守られることです。

そして、こども・若者に関する施策を着実に推進することで、それぞれの幸せ（ウェルビーイング）を思い描くことができる環境、そして、その幸せを叶えられるまちの実現を目指します。

2 施策の方向性

「こども・若者計画」を、大人中心の社会からこどもまんなか社会への転換の出発点とし、動きを創り出す取組へと発展させていく必要があります。

こども・若者は地域社会で今を生きるだけではなく、これからの地域社会の担い手でもあります。こども・若者が自分たちに関わることについて意見を持ち、決めることができる権利（参加する権利）の主体者であることを学び、実際の参画につなげていくことが重要です。

また、こども・若者を支える全ての人々が、しっかりとそのことを認識することも必要です。

こども・若者の意見を聴き、その意見をまちづくり施策に反映できるよう、意見を集約する多様な場を創出します。

地域・産学官が連携して多様な体験・経験ができる空間の創出により、こども・若者にとっての居場所の充実を図ります。こども・若者の参画を得ることで、地域への愛着形成や、まち全体でのこども・若者の居場所づくりを推進し、自らの可能性に果敢に挑戦する心を育みます。

また、どのような環境に置かれたこども・若者であっても、人権を侵されたり、いじめ等の被害に遭ったりすることはあってはならないことです。そのため、加害の防止、相談・被害を申しやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動により、こども・若者の生きる力・心の安全基地を育みます。

家庭環境に困難を抱える特定妊婦など当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない伴走型の支援体制の拡充を図ります。

子育て当事者の誰もが、子育てにおいて困難な状況に陥ることが無縁ではないという認識の下、子育て家庭の支援ニーズを把握し身近な地域で安心して生活できる環境を整備します。

また、家庭における養育環境が十分機能していないことによる様々な悩みや不安を包括的に受け止め、養育者に頼れないこども・若者を地域で支える体制の構築を目指します。

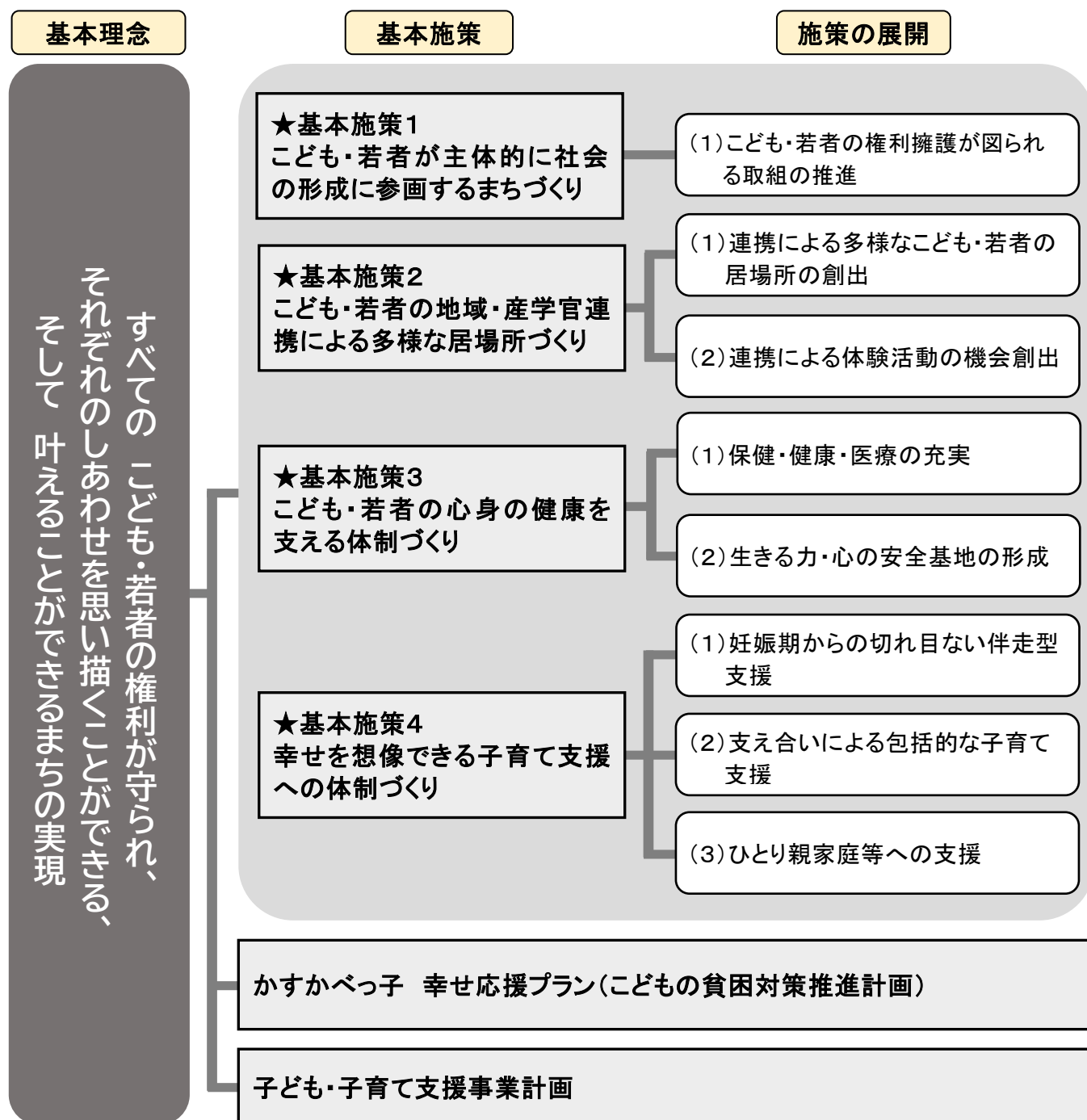
なお、これらの取組を進めていくにあたっては、教育機関をはじめとする、こども・若者に関わる全ての機関と強固に連携・協力していきます。

そして、今後、人口減少が加速する中においても、各種取組を持続可能なものとするため、国が掲げる財政措置を活用するとともに、県のこども・若者計画を勘案し、国や県と連携しながら効果的、効率的に推進します。また、市の取組に賛同する企業や団体、個人からの寄附金を受け入れる新たな基金の創設を検討するなど、財源の確保に努めていきます。

3 重点的に取り組む事業

こども・若者が、それぞれの幸せ（ウェルビーイング）を実現できるよう、本計画期間では、こども・若者が権利の主体者として自由に意見を述べ、社会参画ができる仕組みや、安心して過ごせる居場所の充実、体験を通じた経験を得る機会を構築するための事業を重点事業に位置づけ、優先的に取り組んでいくこととします。

4 施策の体系



第3章 基本施策の展開

★基本施策1 こども・若者が主体的に社会の形成に参画するまちづくり

(1)こども・若者の権利擁護が図られる取組の推進

現状と課題

アンケート調査では、市がまちづくり等を行う際に、こどもや若者の意見を取り入れていると「思う」割合は16～17歳で26.7%、18～29歳は31.2%となっています。また、まちづくり等に意見を伝えたいと思ったことが「ない」割合は、16～17歳で46.6%、18～29歳は41.5%となっており、意見を伝える方法については、対面、Webアンケート、LINE等のチャットが望ましい方法として回答されています。

市におけるこどもまんなか社会の実現に向けた方向を市民に示し、幸せな状態の実現（ウェルビーイング）に向けて共に取り組んでいくことが重要です。そして、こども・若者の権利に関して市民の認識を深められるように啓発していくことが必要です。

こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者が意見を述べる、こども・若者の意見を聴く、一緒に考える場を確保するとともに、そのような取組がまちづくりに好循環を生む仕組みづくりが必要です。

施策の方向

こども・若者の意見を聴き、まちづくり施策にこども・若者の意見を反映するため、意見を集約する多様な場を創出します。意見聴取にあたっては、これまで声を聞かれにくかったこどもを含め、多様な立場、状況のこどもからの意見聴取に努めます。

こども・若者は、自ら権利の主体者であることを学び、大人は持続可能な社会の担い手の育成を目指す必要があります。そのため、こども・若者のありのままの命が尊重され、大人が守っていきべきルール策定を目指します。ルール策定後には、関わったこども・若者の意見や思いを受け継ぎながら、広く市民への周知及び啓発を継続する方策を講じていきます。

こども・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人に対して、こども基本法の趣旨や内容について、理解を深めるための啓発や研修を実施し意識の醸成を図っていきます。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
こどもファースト推進事業 (こども育成課) <重点事業>	全庁的にこども・若者に意見を求める事業や施策に対応するため、対面での意見集約の場を設ける「こどもまんなか会議(仮称)」を創設する。また、対面以外の手法として予めモニターとして登録するユース政策モニター制度を創設する。		
	ワーキンググループ提案施策「こどもまんなか社会」 ・こどもまんなか会議(仮称)を創設する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
審議会等へのこども・若者の登用促進事業 (関係課) <重点事業>	全庁的にこども・若者に意見を求める事業や施策に対応するため、ガイドラインを策定し、各種審議会等へのこども・若者が参画する機会を増やし、委員への登用を促進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
人権教育・啓発の推進 (人権共生課) (社会教育課)	人権施策推進指針に基づき、あらゆる人権問題への意識の高揚を図り、人権尊重のまちを目指して人権教育・啓発を推進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

★基本施策2 こども・若者の地域・産学官連携による多様な居場所づくり

(1)連携による多様なこども・若者の居場所の創出

現状と課題

アンケート調査では、どのような場所であれば居場所になると思うかについて、16～17歳と18～29歳で「いつでも行きたいときに行ける」が60%前後、「長い時間いられる」が57.2%、46.2%、「ありのままでいられたり本音を出せたりする」が48.9%、42.2%となっています。

こども・若者にとって安心して過ごせる場所、ほっとできる場所があることは、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送るために重要なことであり、多様な居場所を確保していくことが課題です。居場所がつながり、地域との交流や相談支援、情報交換等の拠点となるように推進していく必要があります。

施策の方向

地域や産学官が連携して、多様な体験や経験ができる空間の創出や、各地区にある市民センターのこども・若者の居場所の活用等、こども・若者にとっての居場所の充実を図ります。こども・若者の参画を得ることで、地域への愛着形成や、まち全体でのこども・若者の居場所づくりを推進します。

公共施設等については、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、皆が安心して利用できるよう整備を促進します。

また、保育所・児童館・放課後児童クラブ等の子育て関連施設における利用者の快適性・利便性の向上のため、空調・遊具及び防犯対策整備など、環境改善、機能向上のための整備を図ります。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
こども未来創造推進事業 (こども育成課) <重点事業>	地域・産学官が連携し、多様な体験や経験ができる空間の創出や、各地区にある市民センターのこども・若者の居場所の活用等、こども・若者にとっての居場所の充実を図る。こども・若者の参画を得ることで、地域への愛着形成や、まち全体でこども・若者の居場所づくりを推進する。		
	ワーキンググループ提案施策「こどもの居場所づくり」 ・地域・産学官が連携し、多様な体験や経験ができる空間を作り出す。 ・各市民センターの状況を踏まえつつ、こどもからの意見聴取等を行いながら、「こども・若者の居場所」としての機能向上に取り組んでいく。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
児童館運営事業 (こども育成課)	児童センター3館(春日部第1児童センター(エンゼル・ドーム)、春日部第2児童センター(グーかすかべ)、庄和児童センター(スマイルしょうわ))の管理運営を行い、多様な事業を展開することにより、安全なこども・若者の居場所、遊び場を提供する。また、利用者の快適性・利便性の向上のため、空調・遊具及び防犯対策等の整備など環境改善事業を促進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
児童育成支援拠点事業 (こども育成課)	社会福祉士などの資格を持つ職員を配置し、こども・若者と保護者の入り口を分けたSNSを活用した相談窓口を開設した。こども家庭センターを中心とした関係機関との連携を図り、支援が届きにくい児童生徒に対し、学習の支援や食事の提供、課外活動の提供などの支援を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
青少年健全育成補助事業 (こども育成課)	次代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年健全育成団体へ補助金を交付し、活動を推進する。 ・青少年育成春日部市民会議は、こどもたちを取り巻く問題を考える講演会やかすかべ郷土かるた大会等の事業の企画運営を行う。 ・青少年育成推進員協議会は、学校訪問活動や、声かけ・あいさつ運動を通して地域間の連携を深めることを目的に活動する。 ・青少年相談員協議会は、こどもたちの健やかな成長を応援するために、ものづくり体験などの企画運営を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

子育てふれあい公園 リニューアル事業 (公園緑地課)	公園の老朽化やニーズの変化に伴い、こどもからお年寄りまでの幅広い世代が共に公園を利用できることを目的として、公園施設の更新を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
都市公園等整備事業 (公園緑地課)	良好で充実した公園緑地環境を提供または保全し、市民に安全で快適な憩いの場を提供するため、公園設備の整備、計画策定など公園整備につながる事業を行う。		
	ワーキンググループ提案施策「こどもまんなか公園づくり」 ・市が新たに公園を設置する場合は、こどもの意見を尊重できる方法を検討していく。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
男女共同参画推進セ ンター運営事業 (人権共生課)	男女共同参画の推進のため、男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」において、情報・学習機会の提供及び相談業務を実施し、市民参画による交流事業を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
社会的養護からの社 会参画応援事業 (こども育成課)	児童養護施設退所後の生活の安定を図るため、市民・企業からの寄附により経済的な支援を行い、さらに地域活動に取り組むことで地域でのつながりを創設する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
地区センター運営事業 (市民参加推進課)	公民館に新たな機能を加え、市民センターとし、地域のまちづくりの拠点として活用することで「地域コミュニティの活性化」及び「市民の利便性向上」を図っていく。		
	ワーキンググループ提案施策「こどもの居場所づくり」 ・各市民センターの状況を踏まえつつ、こどもからの意見聴取等を行いながら、「こどもの居場所」としての機能向上に取り組んでいく。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

(2)連携による体験活動の機会創出

現状と課題

アンケート調査では、学校生活や日々の暮らしの中での体験の機会について、16～17歳で「将来の働き方や、生活のための金融・経済に関する知識を知る機会」が20.8%、「外国人と交流したり、外国の文化を理解したりする機会」が16.7%、「掃除や環境美化などのボランティア活動の機会」が13.9%となっています。

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、多様な体験活動の機会を確保してきましたが、成長段階やこども・若者のニーズを十分に捉えることが不十分で、参加の機会や必要な情報が届いていない面があります。

施策の方向

年齢発達の程度に応じた、幸せな状態（ウェルビーイング）の生活を送るために自然体験、職業体験、文化芸術体験、将来の働き方について、外国籍の方との交流なども含め多様な体験ができるよう、地域資源も活かした体験活動の場を計画的に創出します。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
図書館運営事業 (社会教育課)	図書館の蔵書や事業を通じて市民が求める情報や知識・スキルが得られるよう、県内図書館等と連携・協力しながら図書館サービスの充実を図るとともに、中央・武里・庄和図書館を指定管理者により管理運営する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
文化財保護事業 (文化財課)	市民に魅力を伝えるための普及啓発、地域での継承活動への支援を通して、文化遺産の保存活用を推進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
史跡神明貝塚保存活用事業 (文化財課)	市民に史跡神明貝塚の特徴や価値を周知するため、土器作り教室等の活用事業を推進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
郷土資料館運営事業 (文化財課)	展示、教育普及、郷土資料の収集・保存、調査・研究などの充実を図るとともに、学校教育や市民の生涯学習をはじめ、観光、まちづくり他、様々な分野との連携を促進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

取組・事業	取組内容		
体育総務事務 (スポーツ推進課)	スポーツ教室や市民体育祭、健康スポ・レクフェスタ等のスポーツ・レクリエーションイベントの開催、スポーツ推進委員の育成等による指導者の確保、プロスポーツチームと連携した取組の実施など、様々な角度から、スポーツ・レクリエーション活動の普及と推進を図る。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
児童館運営事業 【再掲】 (こども育成課)	児童センター3館(春日部第1児童センター(エンゼル・ドーム)、春日部第2児童センター(グーかすかべ)、庄和児童センター(スマイルしょうわ))の管理運営を行い、多様な事業を展開することにより、安全なこどもの居場所、遊び場を提供する。また、利用者の快適性・利便性の向上のため、空調・遊具及び防犯対策整備等の設置など環境改善事業を促進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
放課後子ども教室推進事業 (こども育成課)	放課後等に、小学校の校庭や体育館、特別教室等を活用し、こどもたちの安心・安全な居場所や活動場所を確保するとともに、地域住民の参画を得て、多様な体験活動や交流活動を実施する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
社会教育総務事務 (社会教育課)	市民の多様化・高度化する学習ニーズに応えた講座の開催など学習プログラムの充実を図るとともに、社会教育関係団体等の活動を支援し、各種事業を通じた交流や連携等の機会を拡充する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
公民館運営事業 (中央公民館)	市民の多様な学習要求に応えるため、各種講座の実施や学習情報の提供を行う。市民が安心安全に学習・交流活動を行えるよう、施設の整備及び維持管理を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

取組・事業	取組内容		
こども未来創造推進事業【再掲】 (こども育成課) <重点事業>	地域・産学官が連携し、多様な体験や経験ができる空間の創出や、各地区にある市民センターのこども・若者の居場所の活用等、こども・若者にとっての居場所の充実を図る。こども・若者の参画を得ることで、地域への愛着形成や、まち全体でこども・若者の居場所づくりを推進する。		
	ワーキンググループ提案施策「こどもの居場所づくり」 ・地域・産学官が連携し、多様な体験や経験ができる空間を作り出す。 ・各市民センターの状況を踏まえつつ、こどもからの意見聴取等を行いながら、「こども・若者の居場所」としての機能向上に取り組んでいく。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

★基本施策3 こども・若者の心身の健康を支える体制づくり

(1)保健・健康・医療の充実

現状と課題

こども・若者が自分の健康や思春期の特性を知り、こどもや家庭の大切さについて考える機会を持つことは重要なことです。アンケートでは、市から性等に関する情報提供がされていると思う人は29.4%となっています。

こども・若者が自らの発達の程度に応じて心身の健康や性に関する正しい知識を身につけることが必要です。

また、本市では、18歳までの医療費助成を実施し、保護者の負担軽減を図っていますが、アンケート調査では、小児医療における救急医療体制や夜間対応等で保護者が不安を感じている状況が見受けられます。

施策の方向

将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送るため、こども・若者が心身の成長等について基礎的な知識を得ることができるよう年齢に応じた情報提供を行うとともに、自分が困った時の相談窓口の周知啓発を行っていきます。

また、児童・生徒の健康増進と豊かな心を育むための、安心安全な給食の提供や、学校給食にて地元食材を利用した食育の充実を推進します。小児医療の充実については、夜間等における小児救急医療体制の維持・確保に努めます。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
こども家庭センター 運営事業 (こども相談課)	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもの悩み事や困り事に対する相談に応じ、切れ目なく漏れなく、必要な支援につなげていく。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
母子相談事業 (こども相談課)	乳幼児健康相談、ママパパ学級、離乳食教室、乳幼児応急手当講習会、親子教室等の各種教室を実施し、育児支援、保健指導を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
乳幼児健康診査事業 (こども相談課)	出産後から就学前までの切れ目ない健康診査実施体制として、1か月児・4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳5か月児・5歳児健康診査を実施する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

取組・事業	取組内容		
こども医療費支給事業 (こども支援課)	18 歳到達後最初の3月末までのこどもに対し、医療費の自己負担分を助成する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
子育て世帯訪問支援 事業 (こども相談課)	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。		
	ワーキンググループ提案施策「ヤングケアラーを知る」 ・ヤングケアラーがいる家庭を訪問し、家事支援が必要と判断した家庭にサービスを提供する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
小児救急医療運営 事業 (健康課)	春日部市小児救急夜間診療所を開設し、春日部市医師会及び春日部市薬剤師会等の協力を得て、平日夜間における小児の一次救急医療を行う。埼玉県東部南地区の6市1町(春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町)において1日1病院の輪番制により、夜間、日曜、祝日及び年末年始における小児の二次救急医療を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
子ども健康情報発信 事業 (健康課)	予防接種やこどもの健康に関する情報を、モバイルシステムを通して発信する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
保育所運営事業 (保育課)	公設公営保育所における安心安全な給食を提供する。毎月のテーマに合わせた給食の提供や近隣小学校と連携した食育教室の実施、地元農家の協力のもとに行う収穫体験を通じた食育を実施する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
給食センター運営事業 (学校給食課)	安心安全で安定した学校給食を実施するため、給食施設・設備等の計画的な更新と衛生管理の徹底を図る。 学校、関係機関等と連携し、地元産食材を利用した食育の充実を推進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
学校給食費助成事業 (学校給食課)	小・中・義務教育学校に在籍する児童または生徒を3人以上養育している保護者に対し、第3子以降の学校給食費を助成する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

取組・事業	取組内容		
小・中学校給食運営 事業 (学校給食課)	安心安全で安定した学校給食を実施するため、給食設備等の計画的な更新と衛生管理の徹底を図る。 学校、関係機関等と連携し、地元産食材を利用した食育の充実を推進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

(2)生きる力・心の安全基地の形成

現状と課題

こどもがほっとできる場所や相談できる場所はこどもの心の安定を図るとともに、こどもの困り事の把握や、地域での孤立防止につながります。不登校やいじめ、虐待などこども・若者の人権が守られ、被害を受けることがない地域づくりが求められます。

施策の方向

年齢や性別にかかわらず、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、人権を侵されたり、いじめ等の被害に遭ったりすることはあってはならないことです。そのため、加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動を推進します。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
児童育成支援拠点事業【再掲】 (こども育成課)	社会福祉士などの資格を持つ職員を配置し、こどもと保護者の入り口を分けたSNSを活用した相談窓口を開設した。こども家庭センターを中心とした関係機関との連携を図り、支援が届きにくい児童生徒に対し、学習の支援や食事の提供、課外活動の提供などの支援を行う。		
	ワーキンググループ提案施策「ヤングケアラーを知る」 春日部第2児童センター（グーカすかべ）で開始している「春日部市 SNS つながる相談ネットワーク」の普及啓発を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
教育相談センター運営事業 (指導課)	教育相談センター本館、大沼分館、庄和分館の3館体制による電話及び面接による相談を行う。また、不登校の児童生徒を対象としたグループ及び個別の支援を適応指導教室等で行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
いじめ防止対策推進事業 (指導課)	春日部市いじめ問題対策連絡協議会による「いじめの防止等に関する関係団体等の連携」、「市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進および啓発」、「春日部市いじめ防止基本方針に定める内容の点検および見直しに係る意見聴取」や春日部市いじめ問題対策調査委員会との連携により、いじめの防止等の対策を推進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

★基本施策4 幸せを想像できる子育て支援への体制づくり

(1) 妊娠期からの切れ目ない伴走型支援

現状と課題

こどもが生まれる前から、こどもの誕生、成長において、こどもと子育て家庭への切れ目ない支援を目指して体制づくりを進めています。親子の困り事に寄り添い、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、親子の健康保持と成育環境の向上を図るため、子育て支援のネットワークの強化を図っていくことが重要です。

施策の方向

親子の置かれた環境やこどもの成長段階に応じた成育環境の向上を図り、子育て支援のネットワークを強化します。

家庭環境に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につなげることができるよう、切れ目のない伴走型の支援体制の拡充を図ります。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
こども家庭センター 運営事業【再掲】 (こども相談課)	妊娠届出時における面談や、妊婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査など、あらゆる機会を通して、支援が必要な家庭を把握するとともに、妊産婦や子育て家庭と接点を有する多様な機関と日常的な連携関係を構築し、共にこどもや家庭を支えていく体制を整える。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
妊婦等包括相談支援 事業 (こども相談課)	妊娠・出産された方が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後に面談を行い、情報提供や相談に応じる。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

(2) 支え合いによる包括的な子育て支援

現状と課題

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化が必要です。

こども・子育て家庭を支援している機関等からは、支援（活動）を行う中で「人材の確保」、「他部署や他機関との連携」が難しいという意見が多くみられます。また、困難を抱えるこども・若者や保護者のために必要だと思える支援・制度として、経済的支援、放課後や長期休暇中の居場所支援などがあげられています。

施策の方向

子育て当事者の誰もが、子育てにおいて困難な状況に陥ることが無縁ではないという認識の下、子育て家庭の支援ニーズを把握し身近な地域で安心して生活できる取組を促進します。

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者、医療的ケアが必要なこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
こども家庭センター 運営事業【再掲】 (こども相談課)	妊娠届出時における面談や、妊婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査など、あらゆる機会を通して、支援が必要な家庭を把握するとともに、妊産婦や子育て家庭と接点を有する多様な機関と日常的な連携関係を構築し、共にこどもや家庭を支えていく体制を整える。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
障害児通所給付事業 (障がい者支援課)	障がい児に療育の場を提供するため、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の利用を支援する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
障害児・者生活サポート事業補助金 (障がい者支援課)	障がい者(児)またはその家族の要請に基づき、市に登録された団体による送迎や一時預かり、派遣による介護サービス等の提供に要した費用を助成する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

取組・事業	取組内容		
ふじ学園運営事業 (障がい者支援課)	児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、日常生活に必要な知識や技能を習得させるため、児童の特性や能力に応じた専門的な療育及び集団生活への適応訓練を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
男女共同参画推進 事業 (人権共生課)	男女共同参画社会の実現を目指すとともに、ドメスティック・バイオレンスに対応する配偶者暴力相談支援センターを運営し、困難を抱えるこどもや保護者を支援する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
市内子育て支援団体 ネットワーク (こども育成課)	市内の「地域子育て支援拠点施設」と独自に子育て支援に取り組んでいる「子育て支援団体」をネットワーク化した「春日部市地域子育て支援協議会」を設置。子育て情報の発信を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
各種イベント実施事業 (こども育成課・関係各課)	ワーキンググループ提案施策「市役所から始めるこどもまんなかタウン」 ・本庁舎等でのイベントや説明会などの開催時に、こどもを預かれるような仕組みを検討し、配慮する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

(3)ひとり親家庭等への支援

現状と課題

ひとり親家庭の子育ての相談相手は「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が 75.9%と多いものの、保護者全体の 84.3%と比べると 8.4 ポイント低く、「近所や地域の人」への相談も 3.4%（全体 13.6%）となっており、相談相手が少ない傾向がみられます。

ひとり親家庭は増加傾向であり、ひとり親家庭の抱える課題は多様化しています。保護者の就労、仕事との両立支援や子育て・生活支援、経済的支援とともに養育費の確保支援や相談支援を行い、ひとり親家庭のこどもの育成を支援していくことが重要です。

施策の方向

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進の観点から養育費の取決めの促進とともに養育費の確保の支援等を図ります。

また、経済的な理由により学びを諦めることがないよう自立に向けた支援を創設します。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
ひとり親養育費確保支援事業 (こども育成課・こども相談課)	離婚を考えている、または離婚をした保護者に対し、養育費や面会交流の取り決めなどこどもの養育に関する相談を、1人1回 60 分枠として弁護士相談を実施する。養育費の確保支援のため、養育費に関する公正証書作成促進補助、養育費の保証契約締結費補助、裁判外紛争解決手続(ADR)補助を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
こどもの生活・学習支援事業 (こども育成課) ＜重点事業＞	大学等を受験する際の受験料の補助を行うことにより、経済的課題を抱えるひとり親家庭や低所得の子育て世帯のこども・若者を支援する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

第4章 こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困対策の総合的な推進を目指すものとして、令和5年3月に策定した「かすかべっ子 幸せ応援プラン(こどもの貧困対策推進計画)」により、推進していきます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法に基づく支援策であることから、計画の対象のこどもは18歳未満とします。

1 子ども・子育て支援事業の実施状況

子ども・子育て支援事業の各種サービス見込みに対する供給体制を確保して推進しています。

認定こども園・幼稚園、保育所(園)の教育・保育施設の利用状況については、確保量の中で利用されており、1号のこども園・幼稚園利用者数は毎年度2,000人前後で、2号のこども園・保育所(園)1,800人前後、3号の0～2歳はこども園・保育所(園)が1,200人前後、地域型保育事業利用者が150人前後の利用となっており、3号の利用者が微増しています。

地域子ども・子育て支援事業については、利用者支援事業の実施を1か所から令和4年度に2か所、令和5年度には3か所の体制としており、地域子育て支援拠点事業は14か所に設置しています。第2期計画期間について、妊婦健診と乳児家庭全戸訪問事業は妊婦と0歳児の人数で利用を見込みましたが、出生数が微減しており、実績は見込みを下回っています。延長保育事業は300人程度の利用となっており、ファミリー・サポート・センター事業は各年度延2,000人程度の利用があり、未就園児の一時預かりの利用が多くみられます。放課後児童クラブは見込んだ確保量と同程度の利用となっていますが、令和5年度は確保量を上回る2,105人の利用申請となっており、提供体制の確保を図っています。病児保育は令和3年度に提供体制を拡充して対応しており、年間1,460人の利用となっています。その他、子育て短期支援事業は令和4・5年度に年間延50人程度の利用がありました。養育支援訪問事業について毎年度150人前後の利用となっています。

(1)保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の定員・利用状況

市内には保育所(園)が 31 施設、認定こども園が7施設、幼稚園が 12 施設、地域型保育事業実施施設が 11 施設あります。

【保育所(園)の定員(令和6年4月1日)】

保育所(園)名			定員(人)						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	1	第3保育所	9	12	18	20	20	21	100
	2	第4保育所	9	16	18	20	21	21	105
	3	第5保育所	9	12	18	20	20	21	100
	4	第6保育所	6	8	12	11	11	12	60
	5	第7保育所	6	6	9	15	15	15	66
	6	第8保育所	6	8	12	11	11	12	60
	7	第9保育所	6	16	18	20	30	30	120
	8	庄和第1保育所	6	12	18	20	22	22	100
	9	庄和第2保育所	0	12	12	20	23	23	90
	10	武里南保育所	12	28	30	30	30	30	160
	11	八木崎保育所	12	16	18	24	25	25	120
民間	12	春日部保育園	3	8	12	12	12	12	59
	13	三愛保育園	8	16	18	20	24	24	110
	14	まんま〜る保育園	6	16	17	17	17	17	90
	15	あおぞら保育園	15	16	18				49
	16	小鳩保育園	12	20	24	25	26	30	137
	17	うらら保育園	6	16	18				40
	18	やなぎ保育園	3	11	14	14	14	14	70
	19	小淵保育園	5	11	12	14	14	14	70
	20	一の割自然保育園	24	32	40	40	42	42	220
	21	信愛保育園	9	12	17	17	17	18	90
	22	武里まんま〜る 保育園	6	10	11	11	11	11	60
	23	アートチャイルドケ ア春日部	6	12	12	12	12	12	66
	24	かすかべ杜の 保育園	6	12	18	18	18	18	90
	25	フェアリー・キッズ 保育園	6	12	12	13	13	14	70
	26	やはら保育園	14	20	21	21	21	21	118
	27	大増のぞみ保育園	6	16	18	12	12	13	77
	28	豊春中央保育園	8	20	23	23	23	23	120
	29	小島保育園	0	12	24	30	30	30	126
	30	森のひろば保育園	6	16	18				40
	31	緑の森保育園	12	16	18				46
合計			242	450	548	510	534	545	2,829

【保育所(園)・通所(園)児童数(令和6年4月1日)】

保育所(園)名			通所(園)人数(人)						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	1	第3保育所	0	1	1	1	2	12	17
	2	第4保育所	6	11	17	14	19	17	84
	3	第5保育所	2	7	11	15	14	16	65
	4	第6保育所	5	5	10	8	8	12	48
	5	第7保育所	4	7	9	12	13	13	58
	6	第8保育所	4	5	11	10	7	10	47
	7	第9保育所	6	15	19	20	21	25	106
	8	庄和第1保育所	6	12	18	20	22	22	100
	9	庄和第2保育所		8	11	12	10	12	53
	10	武里南保育所	9	28	29	31	30	29	156
	11	八木崎保育所	8	16	18	23	18	25	108
民間	12	春日部保育園	3	7	12	12	11	11	56
	13	三愛保育園	4	16	18	20	22	24	104
	14	まんま〜る保育園	6	20	20	18	21	18	103
	15	あおぞら保育園	6	16	17				39
	16	小鳩保育園	11	20	24	28	25	29	137
	17	うらら保育園	5	15	17				37
	18	やなぎ保育園	3	13	14	14	12	14	70
	19	小淵保育園	5	12	14	15	14	15	75
	20	一の割自然保育園	5	28	30	28	27	30	148
	21	信愛保育園	5	16	18	18	18	18	93
	22	武里まんま〜る 保育園	6	14	13	12	14	13	72
	23	アートチャイルドケア 春日部	3	10	9	7	10	9	48
	24	かすかべ社の 保育園	5	12	18	16	18	18	87
	25	フェアリー・キッズ 保育園	2	8	12	12	8	12	54
	26	やはら保育園	3	20	23	22	15	22	105
	27	大増のぞみ保育園	6	12	17	9	12	11	67
	28	豊春中央保育園	6	15	17	21	21	19	99
	29	小島保育園		12	17	29	27	28	113
	30	森のひろば保育園	5	16	18				39
	31	緑の森保育園	12	16	18				46
合計			151	413	500	447	439	484	2,434

【認定こども園の定員数(令和6年4月1日)】

施設名		区分	定員(人)						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1	認定こども園 春日部幼稚園	1号認定				39	41	38	118
		2号認定				21	24	27	72
2	内牧幼稚園	1号認定				58	38	38	134
		2号認定				16	16	16	48
		3号認定	3	8	12				23
3	認定こども園 ふたば	1号認定				30	30	30	90
		2号認定				20	20	20	60
		3号認定	12	16	18				46
4	幼保連携型 認定こども園 武里幼稚園	1号認定				32	36	36	104
		2号認定				18	20	20	58
		3号認定	6	10	16				32
5	認定こども園 とよはる こども学園	1号認定				34	28	28	90
		2号認定				20	24	24	68
		3号認定	6	18	18				42
6	認定こども園 こども未来	1号認定				59	60	60	179
		2号認定				37	37	37	111
7	認定こども園 桃園幼稚園	1号認定				58	38	38	134
		2号認定				8	8	8	24
合計			27	52	64	450	420	420	1,433

【認定こども園の通所児童数(令和6年4月1日)】

施設名		区分	通所人数(人)						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1	認定こども園 春日部幼稚園	1号認定				16	23	17	56
		2号認定				17	20	24	61
2	内牧幼稚園	1号認定				19	20	24	63
		2号認定				14	15	15	44
		3号認定	2	7	12				21
3	認定こども園 ふたば	1号認定				9	17	17	43
		2号認定				25	26	27	78
		3号認定	10	16	18				44
4	幼保連携型 認定こども園 武里幼稚園	1号認定				19	23	17	59
		2号認定				17	15	16	48
		3号認定	6	9	16				31
5	認定こども園 とよはる こども学園	1号認定				13	17	21	51
		2号認定				20	24	21	65
		3号認定	6	17	16				39
6	認定こども園 こども未来	1号認定				31	44	38	113
		2号認定				37	37	30	104
7	認定こども園 桃園幼稚園	1号認定				30	22	37	89
		2号認定				8	8	8	24
合計			24	49	62	275	311	312	1,033

【幼稚園の通園児童数(令和6年5月1日)】

幼稚園名		市内在住園児(人)					
		認可 定員	満3	3歳	4歳	5歳	計
1	真由美幼稚園	60	1	16	16	24	57
2	武里白百合幼稚園	350	5	47	45	63	160
3	ひかり第二幼稚園	400	0	14	14	16	44
4	一の割幼稚園	210	3	52	69	74	198
5	藤塚幼稚園	385	0	51	48	46	145
6	ルネサンス吞竜幼稚園	320	4	50	45	41	140
7	牛島幼稚園	180	0	55	58	58	171
8	春日部成就院幼稚園	420	5	57	68	79	209
9	清秀幼稚園	240	0	19	16	26	61
10	花積幼稚園	240	3	45	40	51	139
11	庄和幼稚園	175	0	1	5	5	11
12	庄和こぼと幼稚園	300	6	60	85	78	229
合計		3,280	27	467	509	561	1,564

【地域型保育事業の定員数(令和6年4月1日)】

施設名		定員(人)			
		0歳	1歳	2歳	合計
1	かすかべそらら保育園	6	6	7	19
2	はっぴー春日部園	3	8	8	19
3	ぬくもりのおうち保育 春日部	3	8	8	19
4	しおどめ保育園春日部	3	8	8	19
5	らあむ保育園	3	8	8	19
6	キッズフィールド春日部園	3	4	5	12
7	おうちほいくえん	3	5	5	13
8	つぶつぶ保育園	0	6	6	12
9	かめさん保育園	0	4	5	9
10	南桜井保育室ポコ・ア・ポコ	3	8	8	19
11	ぬくもりのおうち保育 南桜井	3	8	8	19
合計		30	73	76	179

【地域型保育事業の入所児童数(令和6年4月1日)】

施設名		入所児童(人)			
		0歳	1歳	2歳	計
1	かすかべそらら保育園	4	6	7	17
2	はっぴー春日部園	1	8	6	15
3	ぬくもりのおうち保育 春日部園	1	8	8	17
4	しおどめ保育園春日部	2	8	8	18
5	らあむ保育園	0	7	7	14
6	キッズフィールド春日部園	2	6	5	13
7	おうちほいくえん	2	4	4	10
8	つぶつぶ保育園		7	7	14
9	かめさん保育園		4	5	9
10	南桜井保育室ポコ・ア・ポコ	1	7	9	17
11	ぬくもりのおうち保育 南桜井園	1	8	8	17
合計		14	73	74	161

(2)放課後児童クラブの定員・利用状況

放課後児童クラブは公立 41 クラブ、民間 1 施設があります。

【放課後児童クラブの定員数(令和6年4月1日)】

クラブ名			利用人数(人)							定員 (人)
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
公立	1	粕壁放課後児童クラブ1	9	15	11	9	9	0	53	45
	2	〃 2	12	14	17	9	4	0	56	55
	3	〃 3	9	13	6	6	5	1	40	40
	4	内牧放課後児童クラブ1	23	20	19	0	0	1	63	55
	5	〃 2	9	16	13	1	0	0	39	35
	6	豊春放課後児童クラブ1	15	19	12	8	2	2	58	55
	7	〃 2	11	10	11	5	2	0	39	35
	8	武里放課後児童クラブ	31	27	24	0	0	1	83	70
	9	幸松放課後児童クラブ1	17	12	12	5	3	0	49	45
	10	〃 2	12	16	6	8	2	0	44	40
	11	豊野放課後児童クラブ	20	15	18	9	10	2	74	70
	12	備後放課後児童クラブ	18	12	18	12	2	1	63	60
	13	八木崎放課後児童クラブ1	19	20	13	1	0	0	53	45
	14	〃 2	9	12	4	1	1	0	27	25
	15	〃 3	17	18	12	1	0	0	48	40
	16	牛島放課後児童クラブ1	16	14	10	12	2	1	55	50
	17	〃 2	21	13	14	7	0	0	55	50
	18	緑放課後児童クラブ	24	18	17	6	6	5	76	70
	19	上沖放課後児童クラブ1	22	20	18	9	7	1	77	70
	20	〃 2	24	21	21	8	2	1	77	70
	21	正善放課後児童クラブ1	11	10	9	8	0	1	39	35
	22	〃 2	10	13	8	9	4	0	44	40
	23	立野放課後児童クラブ1	7	10	8	8	2	1	36	43
	24	〃 2	6	9	10	4	4	1	34	36
	25	〃 3	4	12	8	5	3	0	32	30
	26	宮川放課後児童クラブ	7	7	4	8	1	0	27	50
	27	藤塚放課後児童クラブ	17	20	16	12	3	5	73	70
	28	小湊放課後児童クラブ	23	17	18	10	3	0	71	70
	29	武里南放課後児童クラブ1	13	13	11	6	1	0	44	40

クラブ名			利用人数(人)							定員 (人)
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
	30	〃 2	13	11	11	6	0	0	41	37
	31	武里西放課後児童クラブ1	16	10	15	0	0	0	41	35
	32	〃 2	25	13	19	3	2	0	62	55
	33	南桜井放課後児童クラブ1	10	6	9	5	7	3	40	40
	34	〃 2	11	7	10	2	2	4	36	35
	35	川辺放課後児童クラブ1	8	6	8	6	3	0	31	35
	36	〃 2	9	7	5	4	3	0	28	40
	37	〃 3	9	5	7	3	6	0	30	40
	38	桜川放課後児童クラブ1	20	17	20	0	0	0	57	50
	39	〃 2	24	13	16	3	0	1	57	50
	40	中野放課後児童クラブ	12	16	14	6	3	0	51	70
	41	江戸川放課後児童クラブ	6	10	5	7	4	4	36	40
公立計			599	557	507	232	108	36	2,039	1,966
民間	1	すすむ学園児童クラブ	4	4	5	6	2	4	25	45
合 計			603	561	512	238	110	40	2,064	2,011

2 ニーズ調査結果・こども人口の推計

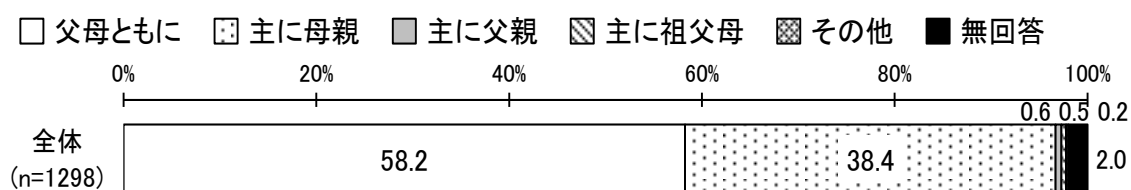
(1) ニーズ調査の概要・結果

調査の種類	期間	調査対象	目的・設問例	調査方法	回答数	回答率
ニーズ調査	3月27日 ～4月12日	就学前児童の保護者 2,000 件	子育て中の親の不安や悩み、地域社会とのつながり、子育て支援に対する意向等を把握し、必要な施策検討の参考とする。	郵送配布・回収	就学前児童の保護者 1,298 件 WEB: 900 件 紙: 398 件	就学前児童の保護者 64.9%
		就学児童の保護者 1,500 件	【設問例】 ・子育てに対する不安・負担感 ・こどもの成長に対する不安・悩み ・利用したい幼児教育・保育施設等 ・社会とのつながり、活動への参加		就学児童の保護者 944 件 WEB: 658 件 紙: 286 件	就学児童の保護者 62.9%

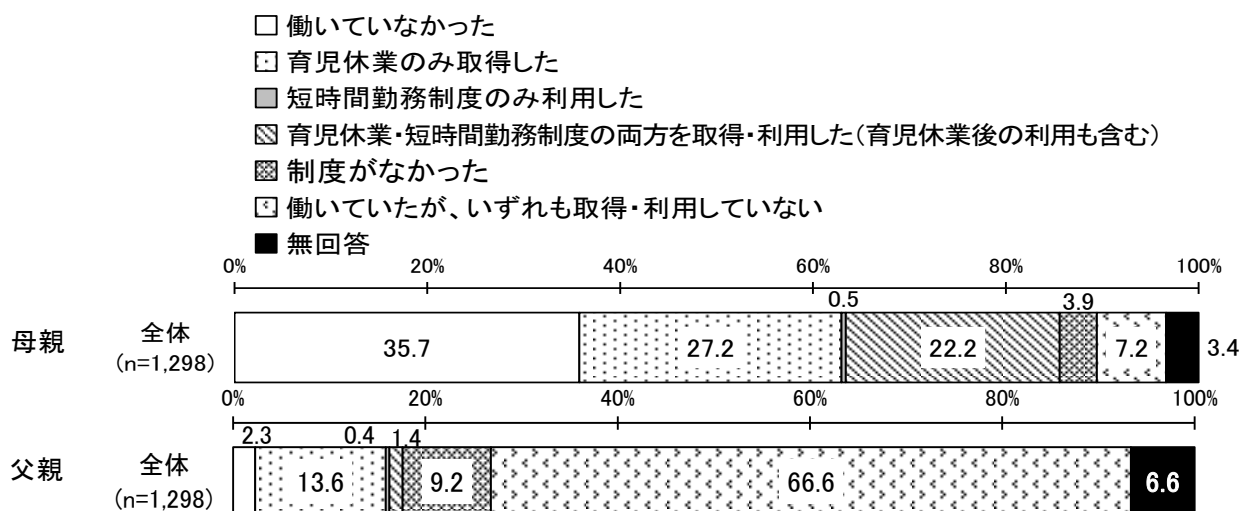
ニーズ調査からみられる状況

○設問「未就学児童保護者の育児や就業状況」

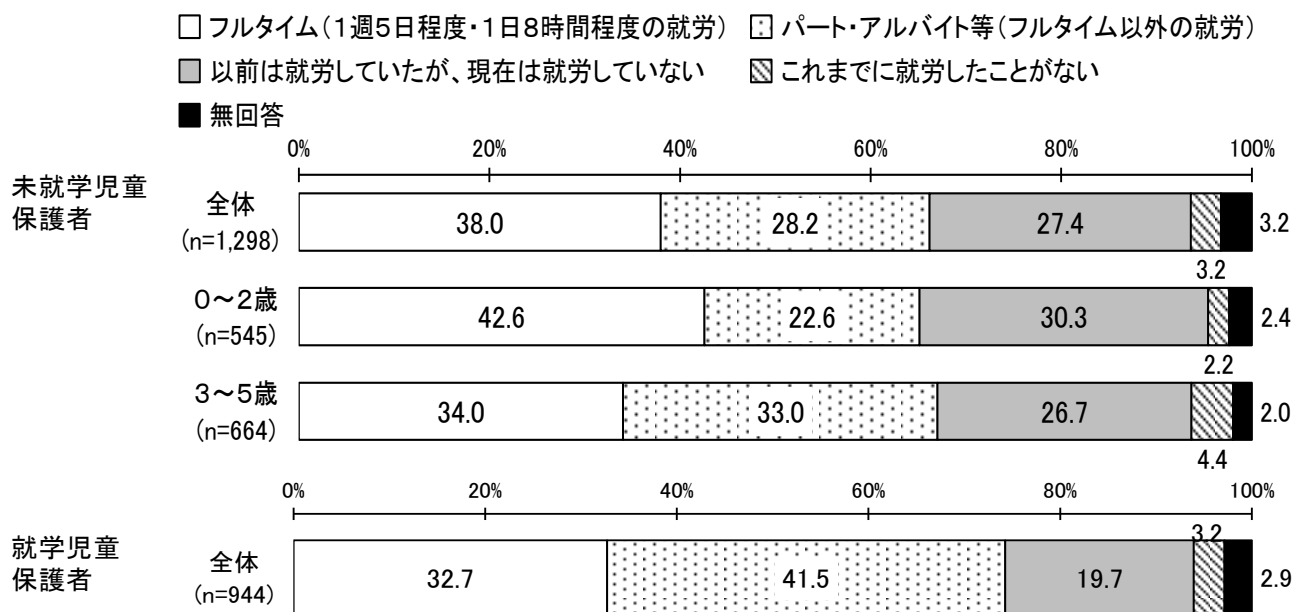
未就学児童保護者では、主な育児者は「父母ともに」が 58.2%と前回の 45.8%から大きく上昇し、「主に母親」は 38.4%と前回の 50.8%より大きく低下しています。



未就学児童の母親の育児休業等の取得状況は、「働いていなかった」が最も多いものの前回より減少しています。また、前回調査と一部選択肢は異なるものの、育児休業取得率は前回の 36.9%から 12.5 ポイント上昇し 49.9%、そのうち育休・短時間勤務制度の両方を利用した母親は 22.2%に上り、働いている母親の育休・短時間勤務制度の定着が見受けられます。父親の育休取得率は 13.6%で、前回は 2.7%であったことに比べると取得者は増えています。



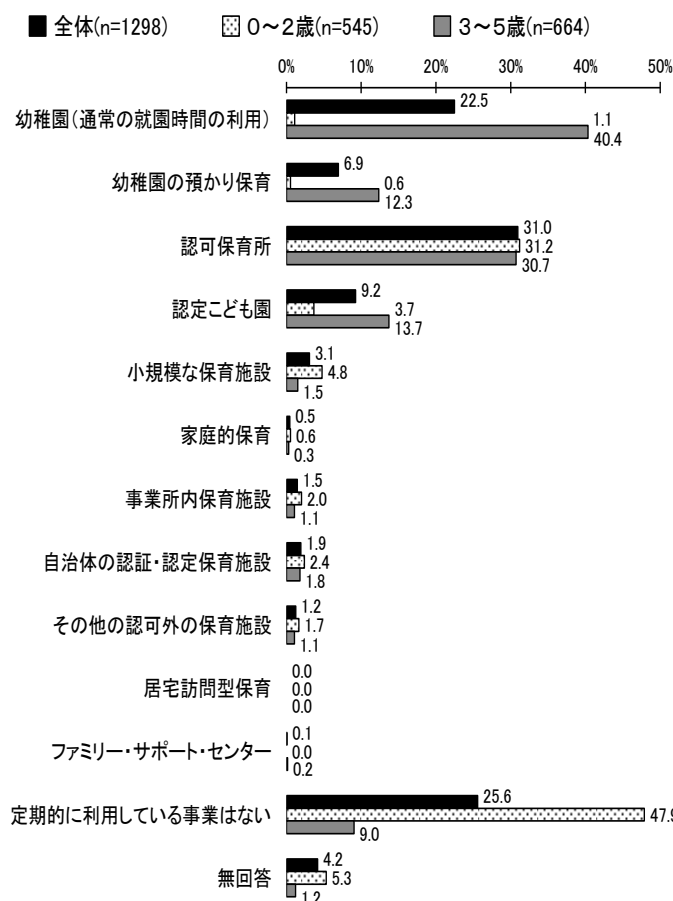
未就学児童の母親の就労状況では、「フルタイム」が 38.0%、「パート・アルバイト等」が 28.2%で、0～2歳児の母親の方が3～5歳児の母親より「フルタイム」の割合が高くなっています。「パート・アルバイト等」の割合は、0～2歳児の母親では 22.6%（0歳児：14.6%、1歳児：22.1%、2歳児：27.5%）ですが、3～5歳児の母親は 33.0%（3歳児：27.6%、4歳児：32.4%、5歳児：38.5%）となっており、こどもの年齢が上がるにつれ増加傾向にあります。就学児の母親の就業状況は、「パート・アルバイト等」が 41.5%、フルタイムが 32.7%で、高学年の母親の就業率は微増しています。



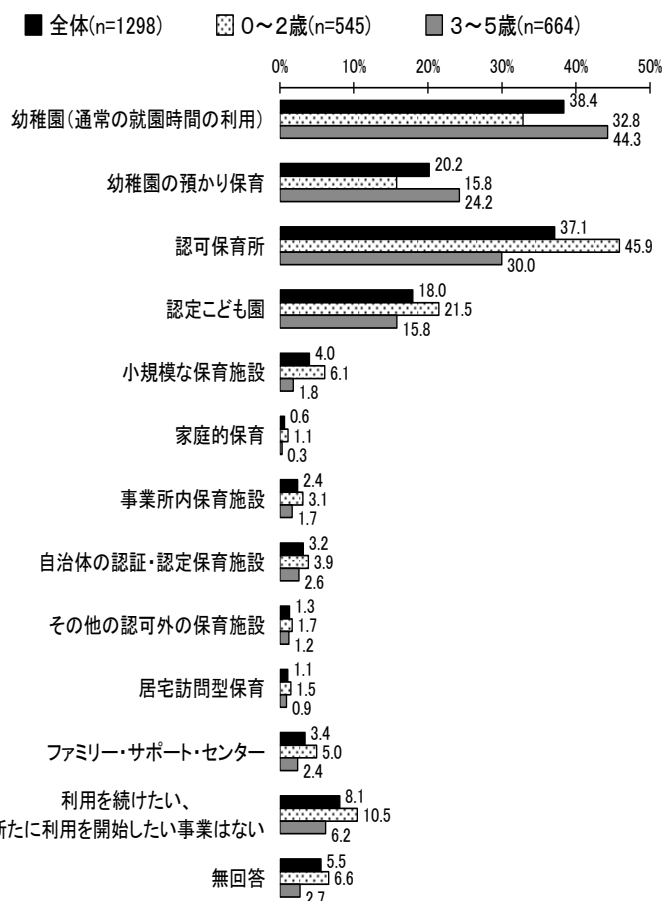
未就学児童保護者の教育・保育事業の利用状況は、0～2歳で未利用は 47.9%と前回の 58.5%より低下し、利用率は上昇しています。全体的に認可保育所の利用が多く、3～5歳児では幼稚園の利用も多くみられます。

教育・保育事業の利用希望の順位は、前回調査と同様に「幼稚園（通常の就園時間の利用）」、「認可保育所」、「幼稚園の預かり保育」となっていますが、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」は前回（59.5%）より減少しています。共働き世帯では「認可保育所」が 49.5%、共働きではない世帯では「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 64.1%と保護者の就労状況により利用希望が異なる傾向がみられます。

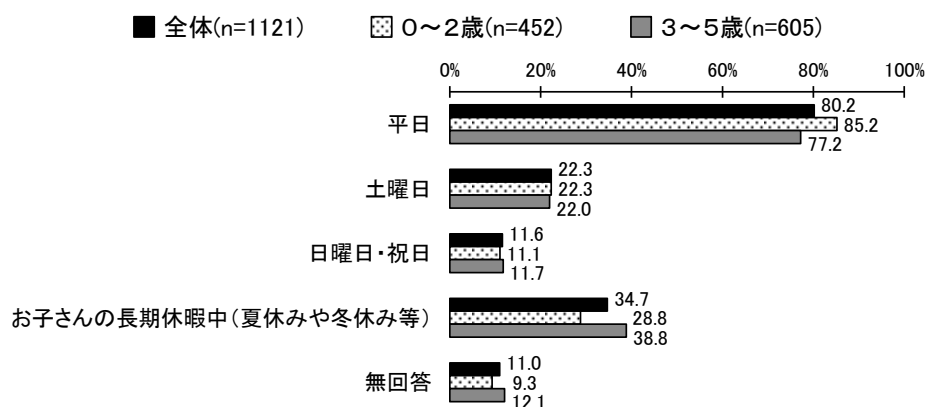
利用状況



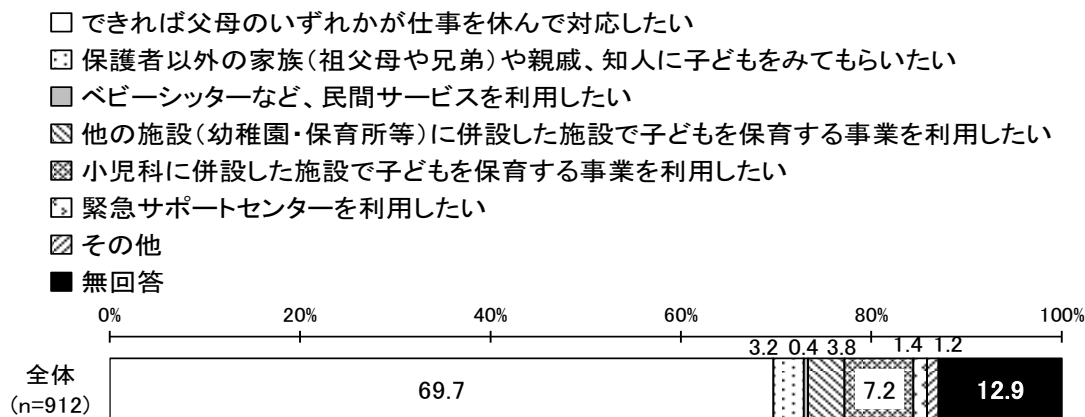
利用希望



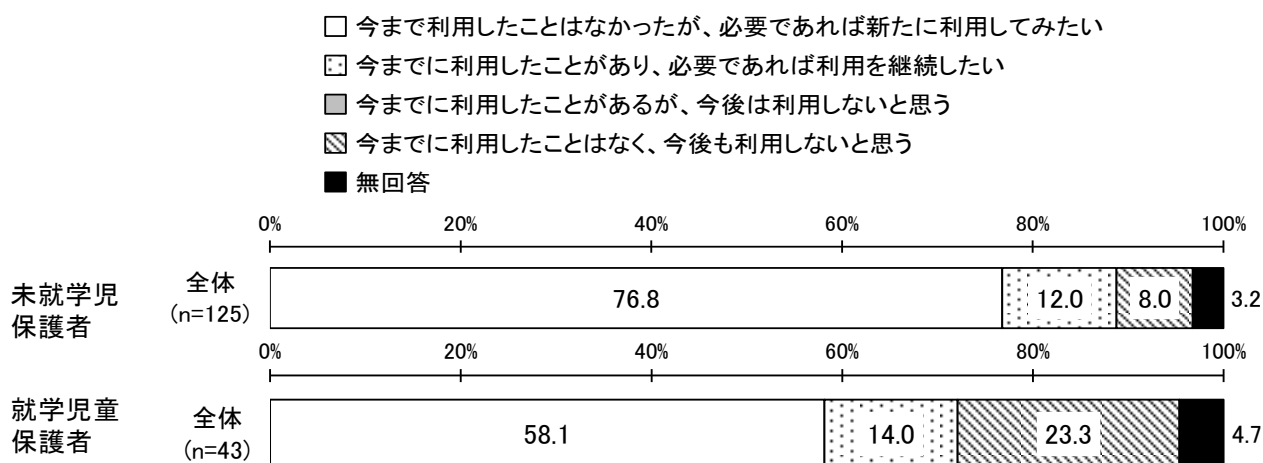
未就学児童保護者の教育・保育事業の利用希望のうち、土曜日は 22.3% (前回 32.7%)、日曜日・祝日は 11.6% (前回 17.9%)、「お子さんの長期休暇中(夏休みや冬休み等)」が 34.7% (前回 60.8%) と、「お子さんの長期休暇中(夏休みや冬休み等)」が前回より大きく低下しています。



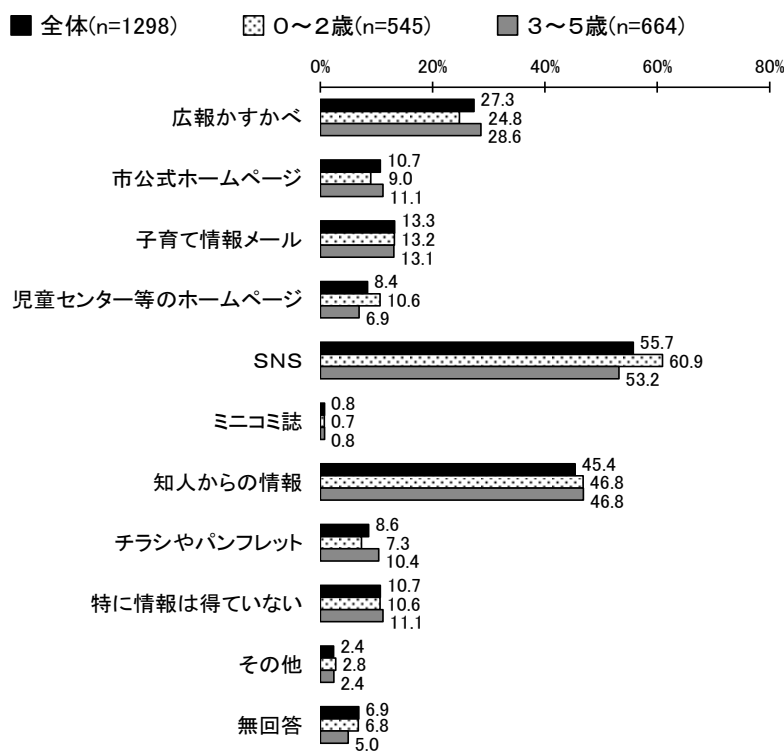
病児保育については、未就学児童保護者では「できれば父母のいずれかが仕事を休んで対応したい」が 69.7% と高く、「小児科に併設した施設でこどもを保育する事業を利用したい」が 7.2% となっています。



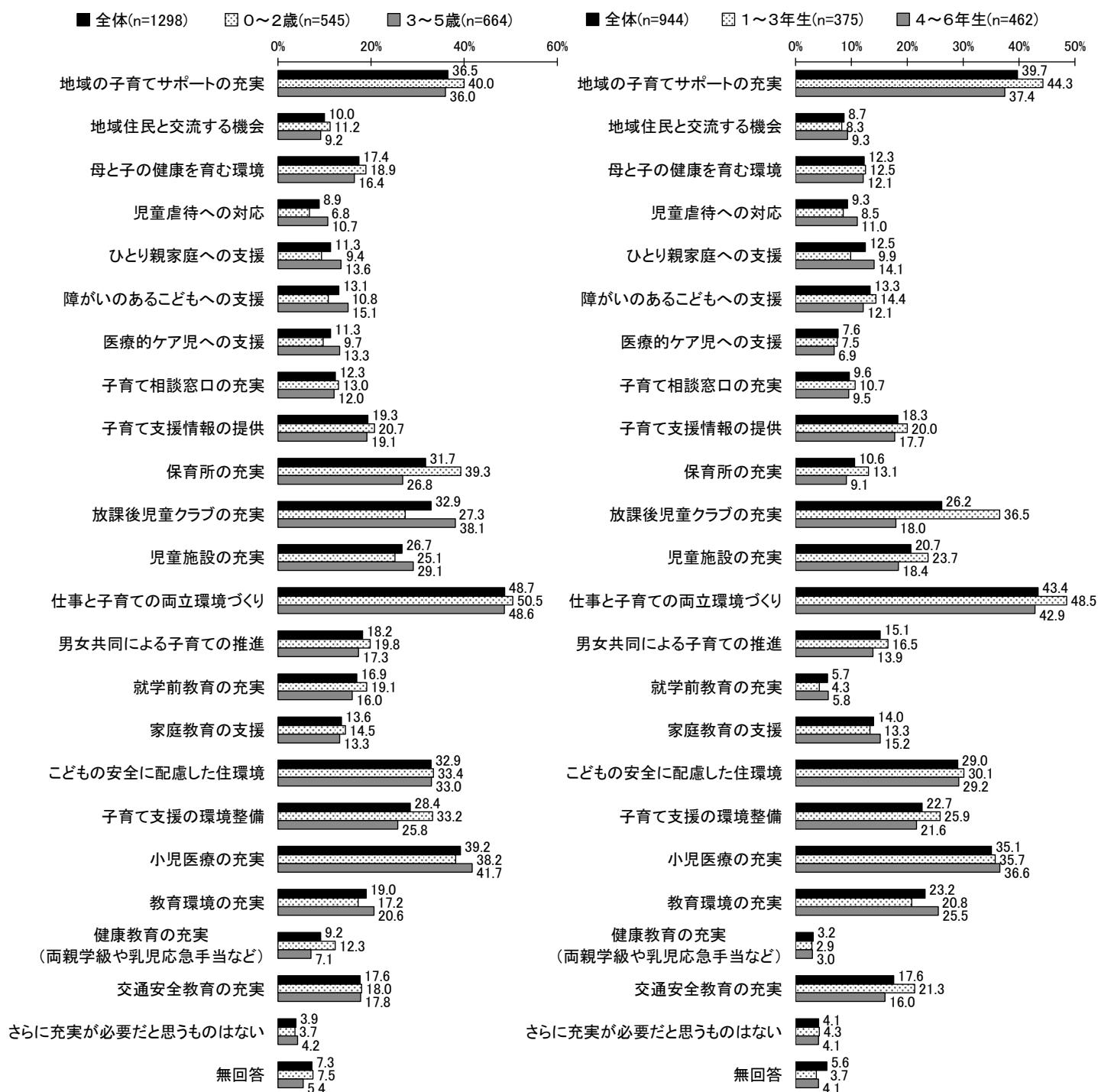
病児・病後児のための事業等の今後の利用希望は、未就学児・就学児保護者とも「今まで利用したことはなかったが、必要であれば新たに利用してみたい」が多くみられます。



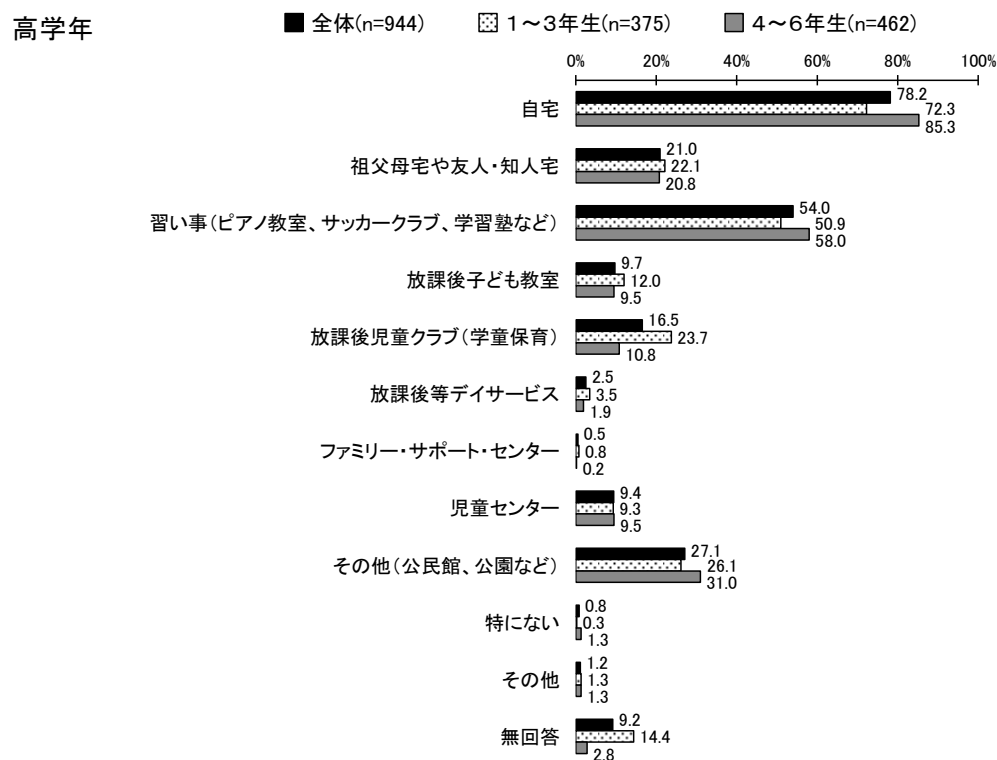
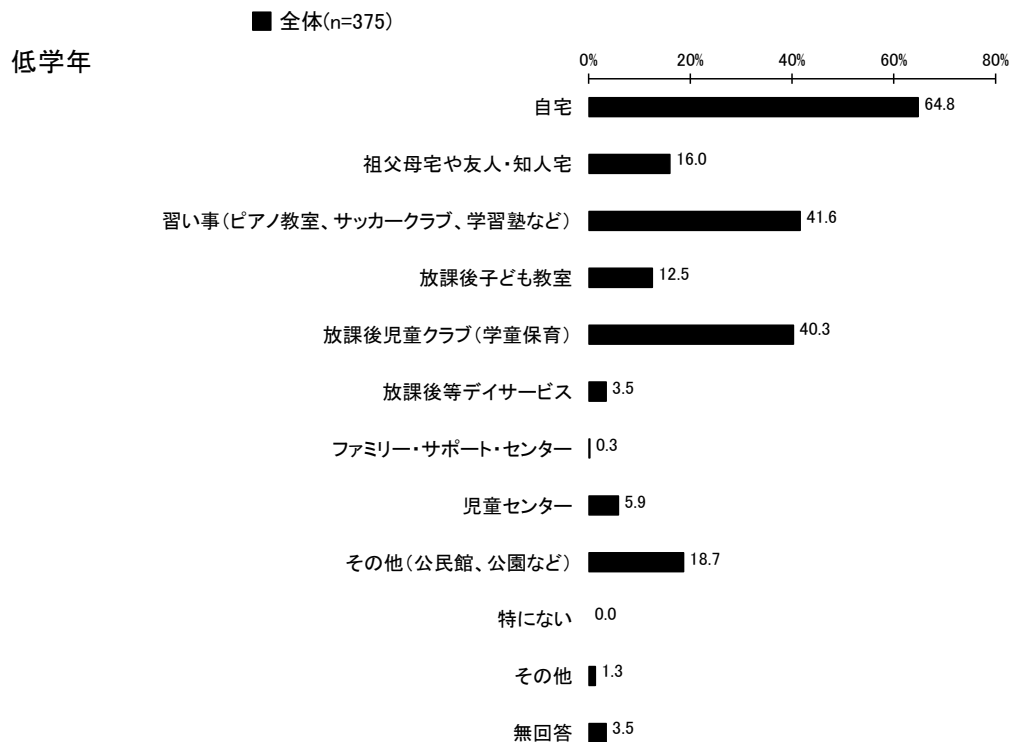
未就学児童保護者の情報入手方法では、前回の「知人からの情報」(53.3%)、「広報かすかべ」(48.8%)を上回り、「SNS」との回答が最も多くなっています。



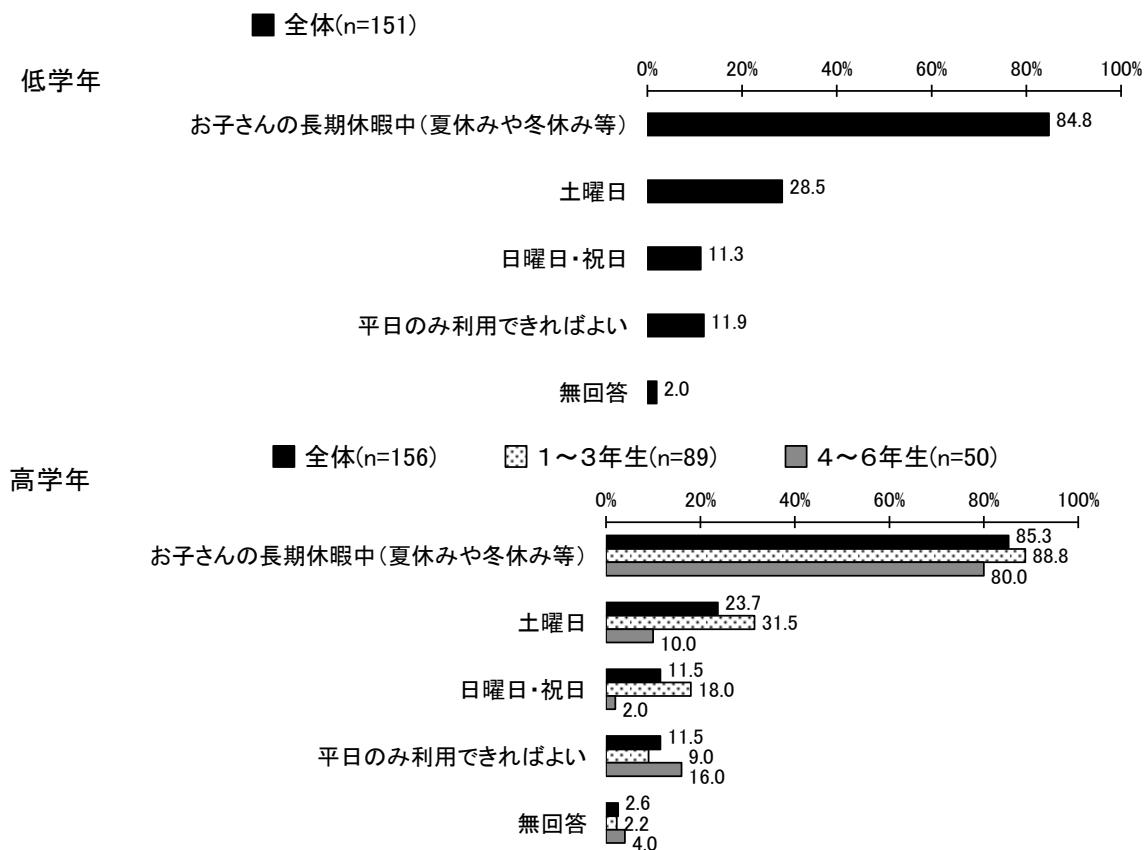
未就学児童・就学児童保護者では、子育て環境の充実で必要なものとして「仕事と子育ての両立環境づくり」が最も多くなっています。1～3年生では「地域の子育てサポートの充実」や「放課後児童クラブの充実」が特に多く回答されています。



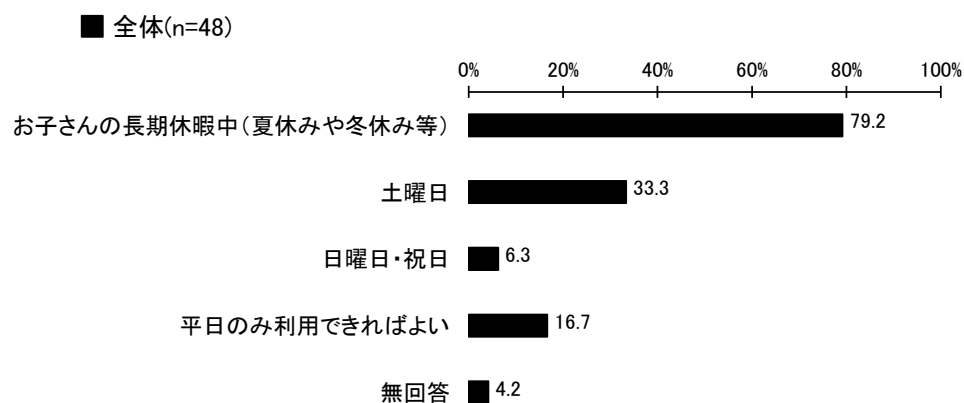
就学児童保護者が放課後過ごさせたい場所は、低学年で「自宅」が64.8%、「習い事」が41.6%、「放課後児童クラブ」が40.3%となっており、放課後児童クラブは前回より9.6%ポイント上昇しています。高学年は「自宅」が78.2%、「習い事」が54.0%、「その他（公民館、公園など）」が27.1%となっています。



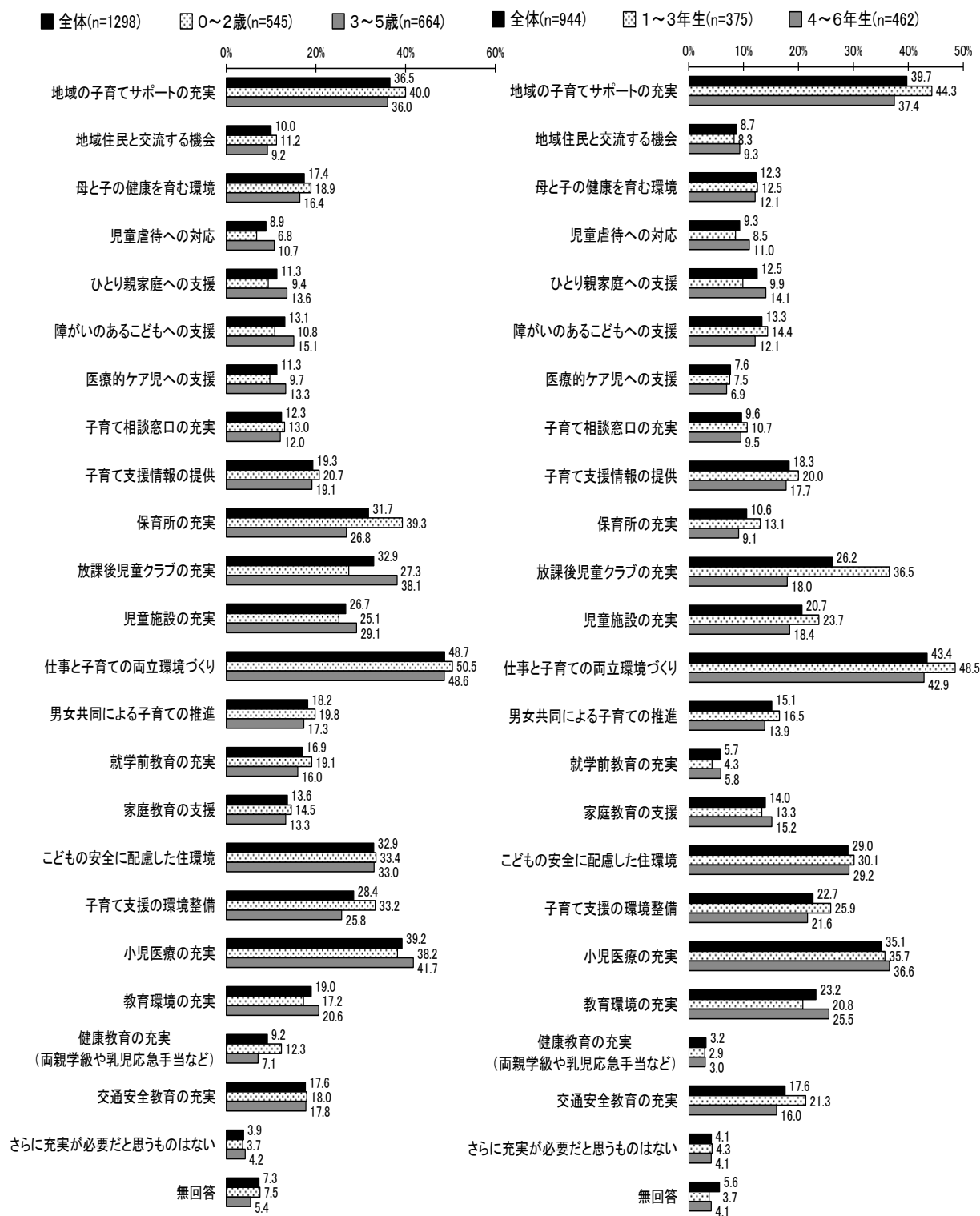
就学児童保護者では、放課後児童クラブの長期休業中の利用意向が高く 85%前後となっています。また、土曜日の利用希望は低学年 28.5%、高学年 23.7%（前回ともに 11.1%）と高まっており、保護者のニーズを考慮した検討が必要となっています。



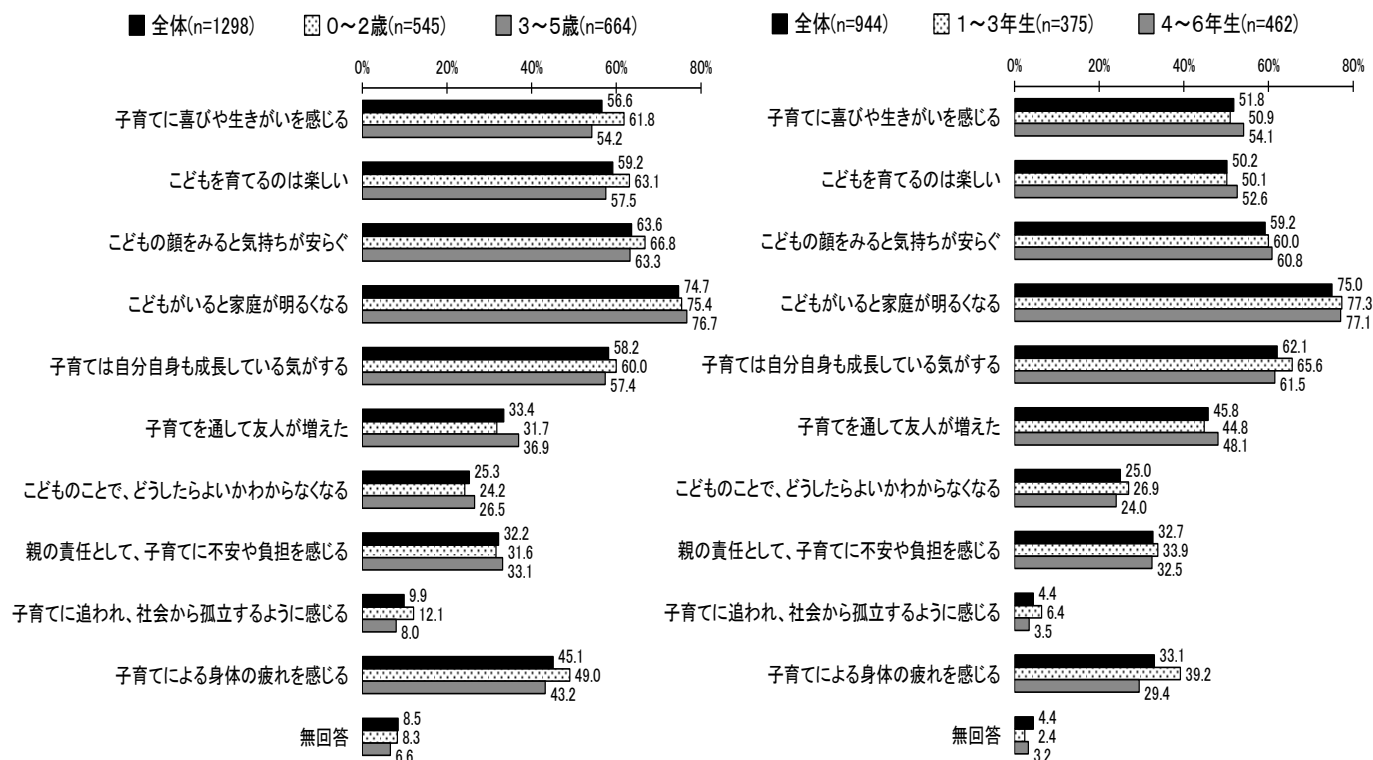
未就学児童保護者も長期休業中の利用意向が 79.2%と高くなっています。



子育て環境についてさらに充実が必要と感じることについては、「仕事と子育ての両立した環境づくり」が未就学児童保護者で 48.7%、就学児童保護者で 43.4%、「小児医療の充実」が未就学児童保護者で 39.2%、就学児童保護者で 35.1%、「地域の子育てサポートの充実」が未就学児童保護者で 36.5%、就学児童保護者で 39.7%と、この3項目は未就学児童保護者・就学児童保護者ともに多く回答されています。

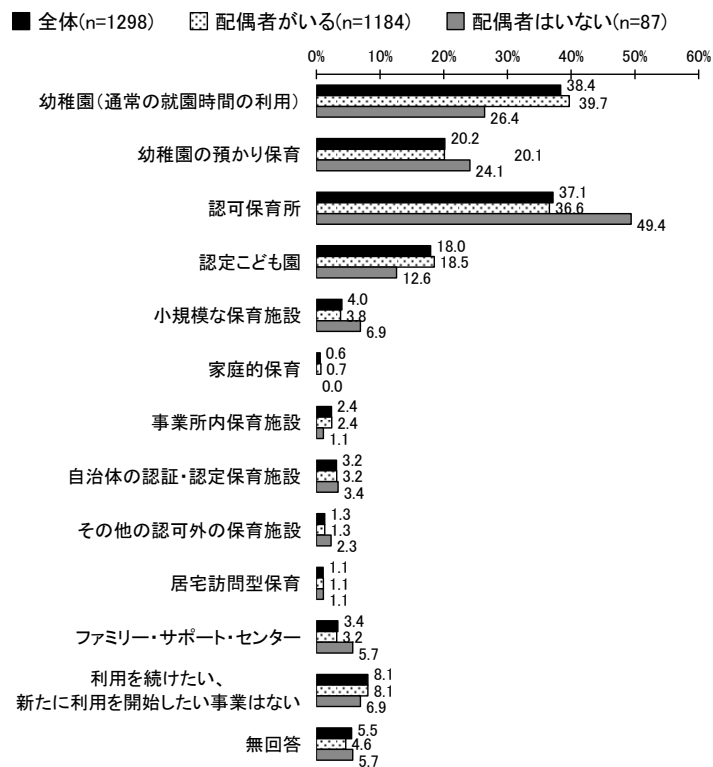


子育てについては、未就学児童保護者では「こどもがいると家庭が明るくなる」「こどもの顔をみると気持ちが安らぐ」、「こどもを育てるのは楽しい」と感じている回答が多くみられます。一方で、「子育てによる身体の疲れを感じる」も45.1%回答されています。就学児童保護者は、「こどもがいると家庭が明るくなる」や「子育ては自分自身も成長している気がする」「こどもの顔をみると気持ちが安らぐ」が多く回答されていますが、「子育てによる身体の疲れを感じる」は33.1%回答されています。

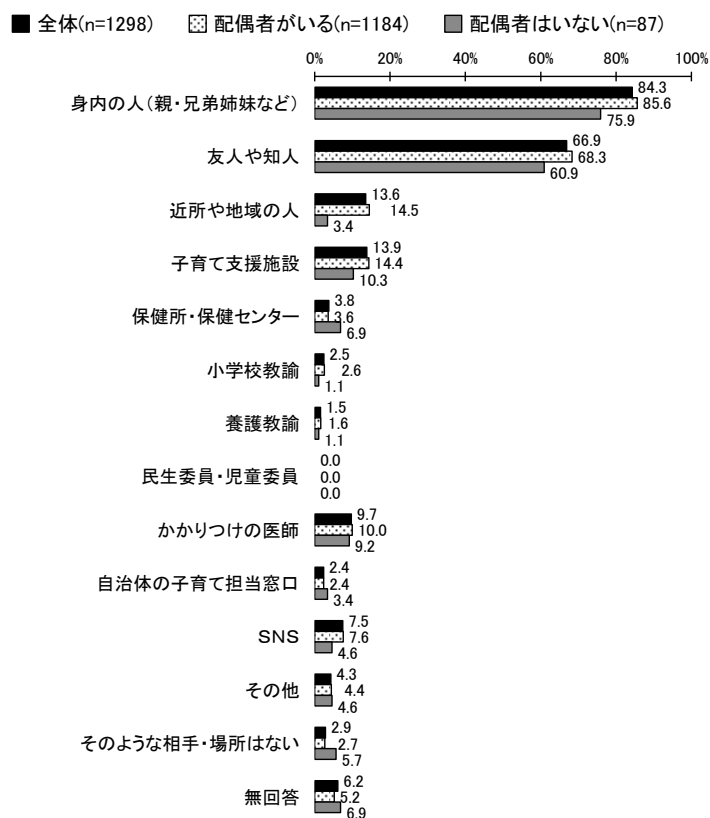


子育て支援施策に関する意見として、世帯の収入やこどもの数を基準にするのではなく、子育て家庭全体への支援を充実してほしいといったものや給食費や保育料の負担軽減に関する意見がみられます。

教育・保育事業の定期的な利用開始・継続事業の希望は、配偶者がいない方では「認可保育所」の割合が49.4%で、全体(37.1%)に比べて12.3ポイント高くなっています。



子育ての相談相手は、配偶者がいない方では「身内の人(親・兄弟姉妹など)」の割合が 75.9%で全体(84.3%)に比べて 8.4 ポイント低く、「近所や地域の人」の割合が 3.4%で全体(13.6%)に比べて 10.2 ポイント低くなっています。



(2)調査等から見えてきた課題

アンケートでは、子育てが楽しいと感じている一方で、「子育てによる身体の疲れを感じる」は未就学児童保護者が45.1%、就学児童保護者は33.1%回答されており、子育ての身体的負担が大きいことがうかがえます。このため、こどもの成長段階に応じて身体的・精神的負担を軽減しながら子育てに取り組めるように支援していく必要があります。

また、従前のこども・子育て支援の施策は、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に取り組んできたところであり、保育・放課後児童クラブの定員の拡充や地域子ども・子育て支援事業の拡充を図ってきました。引き続き、こどもの視点を重視しながら、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容とすることが必要です。

このため、保護者の働き方や家庭状況、育児環境を踏まえるとともに、こどもの成長過程を見据えた子育て家庭への支援が重要であり、こどもの育ちと子育て家庭の支援をさらに進めていくことが課題です。

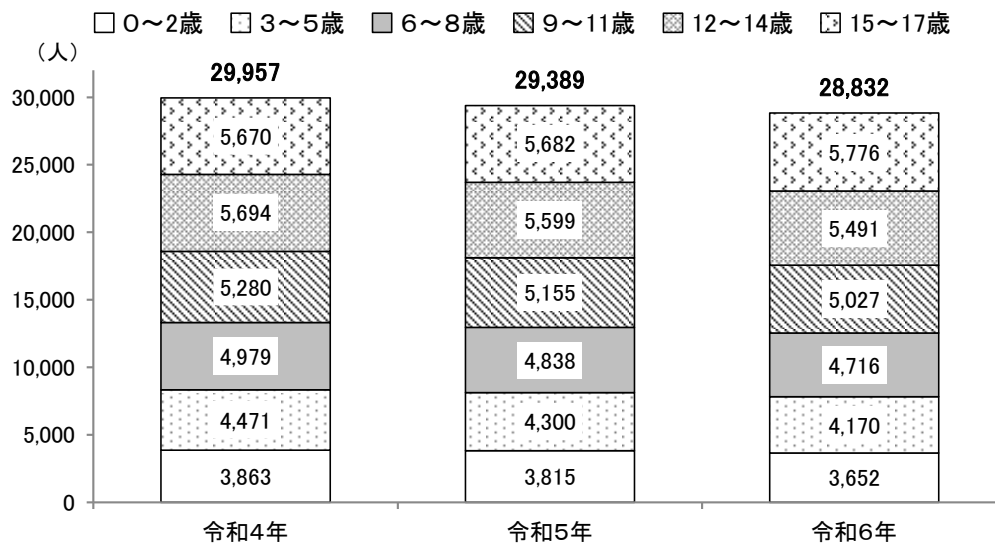
保育・未就学の教育の場、交流の場、相談支援は拡充してきましたが、子育て家庭の抱える課題は多様化・複雑化しており、課題が潜在化して把握しにくい、相談や支援につながっていないケースが増えています。相談や支援のネットワークを強化し、養育支援など子育て家庭への在宅支援等により、伴走型支援体制の拡充を図ることが課題です。

(3)計画期間のこども数の推計

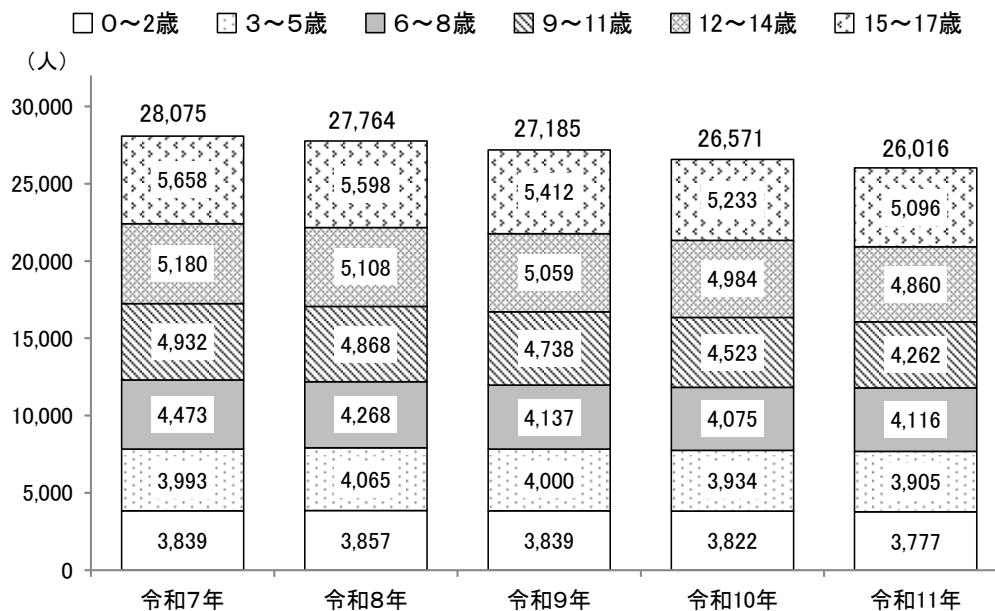
近年の 17 歳以下のこども数は微減しており、令和6年4月1日現在 28,832 人で、年齢が低くなるとともに減少しています。

住民基本台帳で推計された春日部市総合振興計画後期基本計画における総人口を本計画期間に調整すると、総人口は令和7年 228,372 人、令和 11 年は 222,341 人と推計されます。その内 17 歳以下人口は、令和7年は 28,075 人、令和 10 年に 27,000 人を下回り、令和 11 年は 26,016 人と推計されます。

【17 歳以下人口の推移(住民基本台帳各年4月1日)】



【計画期間の 17 歳以下人口の推計】



3 教育・保育提供区域の設定

市の現状や将来的な事業提供の見込みなどを踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

本市の「教育・保育提供区域」は第Ⅰ期計画から5区域と定めています。設定に際しては、地区によって差はあるものの、保育所（園）・認定こども園・幼稚園などの施設は7つの行政区ごとにバランスよく配置されています。ただし、7つの行政区のまま区域とすると人口が少ない区域もあります。また、保護者の通勤で居住する区域と通所・通園する区域が同区域でない場合もあり、量の調整や確保が難しくなることを踏まえ、7行政区を5区域に設定して、提供区域のバランス・関係性を配慮しています。

本計画においても、第Ⅰ期の考え方にに基づき「教育・保育提供区域」を5区域として設定します。

【教育・保育提供区域図】



【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

事業区分		提供区域
教育・保育	1号認定(3～5歳:教育)	市内5区域
	2号認定(3～5歳:保育)	市内5区域
	3号認定(0～2歳:保育)	市内5区域
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	市内全域
	②延長保育事業	市内5区域
	③放課後児童健全育成事業	小学校区
	④子育て短期支援事業	市内全域
	⑤地域子育て支援拠点事業	市内全域
	⑥一時預かり事業	市内全域
	⑦病児・病後児保育事業	市内全域
	⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	市内全域
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	市内全域
	⑩養育支援訪問事業、その他要保護児童等に対する支援に資する事業	市内全域
	⑪妊婦健康診査事業	市内全域
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域
	⑬多様な主体の参入促進事業・能力活用事業	市内全域
	⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】	市内全域
	⑮児童育成支援拠点事業【新規】	市内全域
	⑯親子関係形成支援事業【新規】	市内全域
	⑰妊婦等包括相談支援事業【新規】	市内全域
	⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】	市内全域
	⑲産後ケア事業【新規】	市内全域

4 教育・保育の量の見込み・提供体制の確保内容

(1)教育・保育施設の確保

量の見込みと提供体制、確保策の考え方(市全域)

教育・保育の利用状況及びアンケート調査での利用希望を踏まえ、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実状などを考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

量の見込みは各年4月1日現在の平均利用率、幼稚園は令和6年4月1日現在の利用率から算出しています。また、提供体制については、保護者の就労状況、こどもの教育・保育施設の利用状況などに配慮しつつ、柔軟にこどもを受け入れる教育・保育の提供体制を定めます。

認定区分は、1号、2号、3号の3つの区分に分けて示します。3号認定においては、より詳細に地域の実態に合わせた保育を提供するため、0歳と1歳、2歳を分けて計画に記載します。

(単位:人)

市全域		令和7年度						令和8年度					
		教育施設		保育施設				教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号		
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		1,384	783	1,826	263	684	687	1,363	772	1,930	269	683	684
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	4,129		2,254	377	602	710	4,129		2,254	377	602	710
	地域型保育事業	-		-	30	73	76	-		-	30	73	76
②-①		1,962		428	144	▲9	99	1,994		324	138	▲8	102

市全域		令和9年度						令和10年度					
		教育施設		保育施設				教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号		
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		1,318	746	1,936	266	691	675	1,296	734	1,905	263	682	682
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	4,129		2,254	377	602	710	4,129		2,254	377	602	710
	地域型保育事業	-		-	30	73	76	-		-	30	73	76
②-①		2,065		318	141	▲16	111	2,099		349	144	▲7	104

市全域		令和11年度					
		教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号		
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		1,286	728	1,890	260	674	673
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園)(教育・保育施設)	4,129		2,254	377	602	710
	地域型保育事業	-		-	30	73	76
②-①		2,115		364	147	1	113

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

粕壁・内牧区域では、現在認可保育所（園）が8か所、認定こども園が2か所、地域型保育施設が6か所、認可幼稚園が2か所設置されています。

これまでに定員の拡充が図られており、量の見込みに対する提供体制を確保しています。

（単位：人）

粕壁・内牧区域		令和7年度						令和8年度					
		教育施設		保育施設				教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		146	84	511	76	203	205	144	82	539	78	202	206
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	712		628	101	162	178	712		628	101	162	178
	地域型保育事業	－		－	21	42	44	－		－	21	42	44
②－①		482		117	46	1	17	486		89	45	2	16

粕壁・内牧区域		令和9年度						令和10年度					
		教育施設		保育施設				教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		139	79	542	76	204	203	137	78	533	76	201	205
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	712		628	101	162	178	712		628	101	162	178
	地域型保育事業	－		－	21	42	44	－		－	21	42	44
②－①		495		86	46	0	19	497		95	46	3	17

粕壁・内牧区域		令和11年度					
		教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		136	78	529	75	199	202
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	712		628	101	162	178
	地域型保育事業	－		－	21	42	44
②－①		498		99	47	5	20

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

幸松・豊野区域では、現在認可保育所（園）が6か所、認定こども園が1か所、地域型保育施設が1か所、認可幼稚園が3か所設置されています。

引き続き、認定こども園への移行や弾力的な運用に取り組みながら定員拡大を図り、提供体制の確保に努めます。

（単位：人）

幸松・豊野区域		令和7年度						令和8年度					
		教育施設		保育施設				教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		381	215	292	49	113	118	375	212	309	50	113	117
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	699		343	55	102	118	699		343	55	102	118
	地域型保育事業	－		－	3	5	5	－		－	3	5	5
②－①		103		51	9	▲6	5	112		34	8	▲6	6

幸松・豊野区域		令和9年度						令和10年度					
		教育施設		保育施設				教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		363	205	310	50	114	116	356	202	305	49	113	116
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	699		343	55	102	118	699		343	55	102	118
	地域型保育事業	－		－	3	5	5	－		－	3	5	5
②－①		131		33	8	▲7	7	141		38	9	▲6	7

幸松・豊野区域		令和11年度					
		教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		354	200	302	49	111	115
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	699		343	55	102	118
	地域型保育事業	－		－	3	5	5
②－①		145		41	9	▲4	8

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

武里区域では、現在認可保育所（園）が5か所、認定こども園が2か所、地域型保育施設が2か所、認可幼稚園が2か所設置されています。

引き続き、認定こども園への移行や弾力的な運用に取り組みながら定員拡大を図り、提供体制の確保に努めます。

（単位：人）

武里区域		令和7年度						令和8年度					
		教育施設		保育施設				教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		288	163	457	65	161	164	284	160	483	67	161	163
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	1,074		518	114	136	175	1,074		518	114	136	175
	地域型保育事業	－		－	0	10	11	－		－	0	10	11
②－①		623		61	49	▲15	22	630		35	47	▲15	23

武里区域		令和9年度						令和10年度					
		教育施設		保育施設				教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		275	155	484	66	163	161	270	153	476	65	161	163
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	1,074		518	114	136	175	1,074		518	114	136	175
	地域型保育事業	－		－	0	10	11	－		－	0	10	11
②－①		644		34	48	▲17	25	651		42	49	▲15	23

武里区域		令和11年度					
		教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		268	151	473	64	159	161
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	1,074		518	114	136	175
	地域型保育事業	－		－	0	10	11
②－①		655		45	50	▲13	25

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

豊春区域では、現在認可保育所（園）が7か所、認定こども園が1か所、認可幼稚園が3か所設置されています。

これまでに定員の拡充が図られており、量の見込みに対する提供体制を確保しています。

（単位：人）

豊春区域		令和7年度						令和8年度					
		教育施設		保育施設				教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		333	188	292	37	109	108	328	186	309	38	109	107
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	990		419	70	125	141	990		419	70	125	141
	地域型保育事業	－		－	3	5	5	－		－	3	5	5
②－①		469		127	33	16	33	476		110	32	16	34

豊春区域		令和9年度						令和10年度					
		教育施設		保育施設				教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		317	180	310	38	111	105	312	176	305	37	109	107
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	990		419	70	125	141	990		419	70	125	141
	地域型保育事業	－		－	0	0	0	－		－	0	0	0
②－①		493		109	32	14	36	502		114	33	16	34

豊春区域		令和11年度					
		教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		309	175	302	37	108	105
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	900		419	70	125	141
	地域型保育事業	－		－	0	0	0
②－①		506		117	33	17	36

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

庄和区域では、現在認可保育所（園）が5か所、認定こども園が1か所、地域型保育施設が2か所、認可幼稚園が2か所設置されています。

引き続き、認定こども園への移行や弾力的な運用に取り組みながら定員拡大を図り、提供体制の確保に努めます。

（単位：人）

庄和区域		令和7年度						令和8年度					
		教育施設		保育施設				教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		236	133	274	36	98	92	232	132	290	37	98	91
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	654		346	37	77	98	654		346	37	77	98
	地域型保育事業	－		－	6	16	16	－		－	6	16	116
②－①		285		72	7	▲5	22	290		56	6	▲5	23

庄和区域		令和9年度						令和10年度					
		教育施設		保育施設				教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		225	127	290	36	99	90	221	125	286	36	98	91
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	654		346	37	77	98	654		346	37	77	98
	地域型保育事業	－		－	6	16	16	－		－	6	16	16
②－①		302		56	7	▲6	24	308		60	7	▲5	23

庄和区域		令和11年度					
		教育施設		保育施設			
		1号	2号	2号	3号		
		3－5歳教育	3－5歳教育	3－5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み		219	124	284	35	97	98
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（園）（教育・保育施設）	654		346	37	77	98
	地域型保育事業	－		－	6	16	16
②－①		311		62	8	▲4	24

(2)地域子ども・子育て支援事業の確保

①利用者支援事業

事業概要

利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）は、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行うものです。

本市の取組

基本型を2か所設置しており、当事者の目線に立った寄り添い型の支援を行う利用者支援と地域の子育て支援のネットワークによる支援を行う地域連携を実施しています。特定型は1か所確保し、子育て家庭からの相談に応じ各種サービスの情報提供や利用支援を行います。

こども家庭センター型の利用者支援事業を「こども家庭センター（ぽっぽセンター）」で実施し、提供体制を確保しています。専門的な知識を持つ助産師や保健師が、妊産婦及び乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、相談等に対応することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。地域子育て相談機関は子育て家庭等と継続的なつながりを持ちながら子育て家庭やこどもの相談・助言を行う身近な相談場所として市内の地域子育て支援拠点に機能を確保します。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

「こども家庭センター」で利用者支援事業を実施しており、今後も現在の体制を継続します。個別のニーズに対応した助言等必要な支援に努めるとともに、必要なサービスが提供できるよう関係機関との連絡調整に努めます。

地域子育て相談機関については、地域子育て支援拠点施設で機能が担えるよう調整に努めます。

(単位:か所)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	基本型	量の見込み	2	2	2	2	2
		提供体制(確保の内容)	2	2	2	2	2
		見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	特定型	量の見込み	1	1	1	1	1
		提供体制(確保の内容)	1	1	1	1	1
		見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	こども センター 型家庭	量の見込み	1	1	1	1	1
		提供体制(確保の内容)	1	1	1	1	1
		見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	地域 子育て 相談 機関	量の見込み	14	14	14	14	14
		提供体制(確保の内容)	2	14	14	14	14
		見込みと提供体制の差	▲12	0	0	0	0

②延長保育事業(時間外保育事業)

事業概要

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより保育標準時間(最大11時間)を超える保育が必要な場合、保育所(園)等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

本市の取組

49か所の保育所(園)等で実施しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては、アンケート調査結果から得られたニーズ量に基づいて算出しています。

市内49か所の保育所(園)等により、提供体制は確保されています。

認可保育所(園)等の設置時には、延長保育事業の実施に努めます。

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
粕壁・ 内牧	量の見込み	77	78	77	76	75
	提供体制(確保の内容)	77	78	77	76	75
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
幸松・ 豊野	量の見込み	58	58	58	57	57
	提供体制(確保の内容)	58	58	58	57	57
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
武里	量の見込み	64	65	64	63	63
	提供体制(確保の内容)	64	65	64	63	63
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
豊春	量の見込み	49	50	49	49	48
	提供体制(確保の内容)	49	50	49	49	48
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
庄和	量の見込み	46	46	46	46	45
	提供体制(確保の内容)	46	46	46	46	45
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
市全域	量の見込み	294	297	294	291	288
	提供体制(確保の内容)	294	297	294	291	288
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

③放課後児童健全育成事業

事業概要

春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校(前期課程に限る)に在学する児童であって、かつ、保護者が就労などのため放課後などに常時留守になっている家庭の児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

本市の取組

市内 23 小学校区のすべてに放課後児童クラブを設置し、民間では1か所の放課後児童クラブが設置されています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては各年4月1日現在の利用状況に基づいて算出しています。提供体制の不足が見込まれるクラブについては、既存の学校施設の有効活用を基本とした方策の検討をしていきます。

民間放課後児童クラブでは、入室が見込まれる児童を受け入れ、提供体制の確保に努めます。

(単位:人)

				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公立	1	粕壁	量の見込み	147	136	128	120	112
			提供体制(確保の内容)	100	100	100	100	100
			見込みと提供体制の差	▲47	▲36	▲28	▲20	▲12
	2	内牧	量の見込み	132	134	137	133	138
			提供体制(確保の内容)	90	90	90	90	90
			見込みと提供体制の差	▲42	▲44	▲47	▲43	▲48
	3	豊春	量の見込み	90	90	90	89	83
			提供体制(確保の内容)	90	90	90	90	90
			見込みと提供体制の差	0	0	0	1	7
	4	武里	量の見込み	99	99	101	95	93
			提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	▲29	▲29	▲31	▲25	▲23
	5	幸松	量の見込み	85	83	79	77	75
			提供体制(確保の内容)	85	85	85	85	85
			見込みと提供体制の差	0	2	6	8	10
	6	豊野	量の見込み	70	70	70	70	70
			提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	7	備後	量の見込み	56	55	53	49	48
			提供体制(確保の内容)	60	60	60	60	60
			見込みと提供体制の差	4	5	7	11	12
	8	八木崎	量の見込み	125	120	117	113	110
			提供体制(確保の内容)	110	110	110	110	110
			見込みと提供体制の差	▲15	▲10	▲7	▲3	0
	9	牛島	量の見込み	110	100	100	100	95
			提供体制(確保の内容)	100	100	100	100	100
			見込みと提供体制の差	▲10	0	0	0	5
	10	緑	量の見込み	70	70	65	62	59
			提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	0	0	5	8	11
	11	上沖	量の見込み	140	138	130	119	119
			提供体制(確保の内容)	140	140	140	140	140
			見込みと提供体制の差	0	2	10	21	21
	12	正善	量の見込み	90	87	75	75	75
			提供体制(確保の内容)	75	75	75	75	75
			見込みと提供体制の差	▲15	▲12	0	0	0
	13	立野	量の見込み	106	103	101	101	97
			提供体制(確保の内容)	109	109	109	109	109
			見込みと提供体制の差	3	6	8	8	12

				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公立	14	宮川	量の見込み	29	28	27	27	28
			提供体制(確保の内容)	50	50	50	50	50
			見込みと提供体制の差	21	22	23	23	22
	15	藤塚	量の見込み	70	70	70	70	70
			提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	16	小淵	量の見込み	70	70	70	70	69
			提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	0	0	0	0	1
	17	武里南	量の見込み	98	95	95	95	98
			提供体制(確保の内容)	77	77	77	77	77
			見込みと提供体制の差	▲21	▲18	▲18	▲18	▲21
	18	武里西	量の見込み	114	110	106	100	90
			提供体制(確保の内容)	90	90	90	90	90
			見込みと提供体制の差	▲24	▲20	▲16	▲10	0
	19	南桜井	量の見込み	67	66	66	71	73
			提供体制(確保の内容)	75	75	75	75	75
			見込みと提供体制の差	8	9	9	4	2
	20	川辺	量の見込み	74	68	62	56	53
			提供体制(確保の内容)	115	115	115	115	115
			見込みと提供体制の差	41	47	53	59	62
	21	桜川	量の見込み	121	129	119	110	100
			提供体制(確保の内容)	100	100	100	100	100
			見込みと提供体制の差	▲21	▲29	▲19	▲10	0
	22	中野	量の見込み	61	58	58	58	56
			提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
			見込みと提供体制の差	9	12	12	12	14
	23	江戸川	量の見込み	30	28	25	25	22
			提供体制(確保の内容)	40	40	40	40	40
			見込みと提供体制の差	10	12	15	15	18
民間	すすむ	量の見込み	45	45	45	45	45	
		提供体制(確保の内容)	45	45	45	45	45	
		見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0	
合計			量の見込み	2,099	2,052	1,989	1,930	1,878
			提供体制(確保の内容)	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971
			見込みと提供体制の差	▲128	▲81	▲18	41	93

④子育て短期支援事業

事業概要

子育て短期支援事業は、児童を養育している家庭の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどにより、児童の養育が一時的に困難になった場合に児童養護施設などでお預かりすることにより、児童及びその家庭への支援を図るものです。

本市の取組

児童養護施設及び乳児院6施設と契約し、利用者からの相談に基づき、実施しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては、令和4・5年度の相談実績に基づいて算出しています。

緊急時の利用などに対応するため、児童福祉法の改正を踏まえ、提供体制の確保を検討します。

(単位:日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	48	48	48	48	48
	提供体制(確保の内容)	48	48	48	48	48
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

⑤地域子育て支援拠点事業

事業概要

地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親の孤立感や不安感に対応するため公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、子育てに関する相談や子育て中の親子の交流などを通じて子育てを支援するものです。

本市の取組

地域子育て支援拠点事業として、14か所の地域子育て支援拠点を設置しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては、アンケート調査結果から得られたニーズ量に基づいて算出しています。

市内14か所の地域子育て支援拠点により、提供体制は確保されており、各々の地域子育て支援拠点が連携し、子育て世帯のニーズを把握し、事業の質の向上を図ります。

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	53,794	54,331	54,331	53,674	53,080
	提供体制(確保の内容)	53,794	54,331	54,331	53,674	53,080
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	14	14	14	14	14

⑥一時預かり事業

事業概要

公立保育所では、保護者が、家族の看病や冠婚葬祭がある場合、リフレッシュを図りたい場合に、一時的な幼児の預かりを行います。認定こども園では、教育時間の前後または長期休業日等において、在園する幼児の一時的な預かりを行います。

本市の取組

公立保育所及び認定こども園、幼稚園で実施しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

公立保育所及び認定こども園、幼稚園、また令和3年度に複合型子育て支援施設を開設したことにより、提供体制を確保しています。

今後においても、子育て世帯のニーズを把握し、事業の質の向上を図ります。

公立保育所

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	5,840	5,840	5,840	5,840	5,840
	提供体制(確保の内容)	5,840	5,840	5,840	5,840	5,840
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	10	10	10	10	10

認定こども園

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	1,609	1,638	1,612	1,586	1,573
	提供体制(確保の内容)	1,609	1,638	1,612	1,586	1,573
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	7	7	7	7	7

幼稚園

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	5,465	5,564	5,475	5,386	5,344
	提供体制(確保の内容)	5,465	5,564	5,475	5,386	5,344
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	12	12	12	12	12

⑦病児・病後児保育事業

事業概要

発熱などの急な病気にかかったこども（病児）や病気回復期のこども（病後児）が、教育・保育施設に通えず、保護者による保育ができない場合に、病院・診療所・保育所（園）などに付設された専用スペースなどにおいて、一時的に保育を行うものです。

本市の取組

民間認可保育園1か所において、病後児保育事業を実施しています。

また、複合型子育て支援施設1か所において、病児保育事業を実施しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては、実績を踏まえ、提供体制で確保できる人数を算出しています。

病児・病後児保育事業の提供体制は確保されています。

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
	提供体制（確保の内容）	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

ファミリー・サポート・センター事業は、こどもを預けたい人と預かりたい人が会員となって、こどもの送迎や一時預かりなどの会員相互の育児援助活動を行うことで、仕事と育児の両立を図るものです。

本市の取組

保育所（園）、幼稚園、小学校（義務教育学校前期課程含む）、放課後児童クラブなどの送迎や一時預かりサービスを行う春日部市ファミリー・サポート・センターのほかに、主に病気や病気の回復期にあるこども（病後児等）の預かりや、宿泊を伴うこどもの預かりサービスを行う春日部市緊急サポート・センターを実施しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

こどもを預かりたい人が確保されていることから、提供体制は確保されています。

今後においても、既存の保育施設では応じきれない保育ニーズに応え、仕事と育児の両立がしやすい環境づくりを図っていきます。

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	1,946	1,946	1,946	1,946	1,946
	提供体制(確保の内容)	1,946	1,946	1,946	1,946	1,946
	内 訳	就園児	1,700	1,700	1,700	1,700
		一時預かり	106	106	106	106
		病児対応型	140	140	140	140
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、母子保健推進員、保健師、助産師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに親子の心身の状況や養育環境などの把握を行うものです。

本市の取組

生後2か月頃までの乳児がいるすべての家庭を、母子保健推進員、保健師、助産師が訪問しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては、人口推計に基づいて算出した各年度の0歳児の人数としています。

母子保健推進員、保健師、助産師の家庭訪問により提供体制は確保されています。

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	1,256	1,284	1,268	1,254	1,241
	提供体制(確保の内容)	1,256	1,284	1,268	1,254	1,241
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

⑩養育支援訪問事業、その他要支援児童の支援に資する事業

事業概要

養育支援訪問事業は、妊娠や子育てに不安を抱えているなど、保護者の養育への支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師、助産師、社会福祉士などが訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行うものです。

また、要保護児童等に対する支援に資する事業は、児童福祉の関係者から構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を行うものです。

本市の取組

乳児家庭全戸訪問事業などにより、支援が必要な家庭の把握を行っています。この事業で把握した児童も含めた要保護児童等に対しては、春日部市要保護児童対策地域協議会において支援方針を定め、関係機関間での情報交換、実態把握、必要に応じた訪問など、適切な支援を行っています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては、各事業の実績に基づいて算出しています。

保護者の養育への支援が特に必要と認められる家庭を対象に、保健師、助産師、社会福祉士等の専門職が訪問することにより、提供体制は確保されています。

また、要保護児童等に対する支援に資する事業については、春日部市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係各機関と緊密な連携を図ることにより、提供体制は確保されています。

養育支援訪問事業

(単位:回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	140	140	140	140	140
	提供体制(確保の内容)	140	140	140	140	140
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

要保護児童等

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	260	312	359	395	414
	提供体制(確保の内容)	260	312	359	395	414
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

⑪妊婦健康診査事業

事業概要

妊婦と胎児の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠出産を迎えられるよう実施するものです。

本市の取組

妊娠届出時に妊婦健康診査助成券を交付し、費用の一部を助成しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては、人口推計に基づいて算出した各年度の0歳児の人数としています。

妊婦健康診査事業の提供体制は確保されており、今後も利用促進に努めます。

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	1,256	1,284	1,268	1,254	1,241
	提供体制(確保の内容)	1,256	1,284	1,268	1,254	1,241
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

低所得世帯のこどもが認定こども園等を利用する場合に、保護者が支払うべき日用品、文房具の購入に要する費用等を助成する事業です。また、低所得世帯、または多子世帯のこどもが幼稚園を利用する場合に、保護者が支払うべき副食材料に要する費用を助成する事業です。

本市の取組

令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育の無償化により、幼稚園を利用する保護者に対しては、副食材料に要する費用を助成しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

保護者が支払うべき日用品、文房具の購入に要する費用等の助成については、必要に応じ対応を検討していきます。

保護者が支払うべき副食材料に要する費用の助成については、今後も事業を継続していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

国の待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿の拡大や、こども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、小規模保育事業実施施設などの設置を促進していくことが必要です。

その一方で、新たに開設された施設や事業が安定かつ継続的に運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要となります。

本事業は、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設などに対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業実施施設などの連携施設のあっせんなどを実施する事業です。

本市の取組

令和3年度には事業所内保育事業所が1園開設したほか、令和5年度及び令和6年度に各1園が、従来の幼稚園から子ども・子育て支援新制度の施設型給付対象施設に移行しました。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

今後も状況や必要に応じ対応を検討していきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】

事業概要

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を支援し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

本市の取組

こども家庭センターでサポートプランを作成し、対象となる家庭に必要な支援をしています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては、人口推計に基づいて算出した各年度の0歳から17歳の児童の人数、及び要保護児童の世帯数等を勘案し、算出しています。

支援が必要な家庭の把握に努め、提供体制を確保していきます。

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	345	341	334	326	319
	提供体制(確保の内容)	345	341	334	326	319
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

⑮児童育成支援拠点事業【新規】

事業概要

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況に応じた支援を包括的に提供します。

本市の取組

春日部第2児童センター(グーかすかべ)において、児童育成支援拠点事業を設置しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては、国の算出方法に基づき設定しました。

令和6年度から事業を実施しており、提供体制は確保されています。

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	220	212	206	200	194
	提供体制(確保の内容)	220	212	206	200	194
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

⑯親子関係形成支援事業【新規】

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行います。

本市の取組

大人とこどもが信頼関係を結びながら、こどもがよい行いを身につけていく子育て練習法を学んでもらう、「怒鳴らない子育て練習講座」を実施しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては、人口推計に基づいて算出した各年度の0歳から17歳の児童人数、及び要保護児童の世帯数等を勘案し、提供体制を確保していきます。

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	33	32	31	31	30
	提供体制(確保の内容)	33	32	31	31	30
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

⑪妊婦等包括相談支援事業【新規】

事業概要

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談を行うとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施します

本市の取組

伴走型相談支援を実施しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては、妊娠届出数を推測し、妊娠届出時・アンケート実施時・新生児訪問時の1組あたり3回の面談数を基に算出しております。妊産婦等が安心して出産・子育てが行えるよう面談を実施する助産師等の専門職の確保に努めてまいります。

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	3,768	3,852	3,804	3,762	3,723
	提供体制(確保の内容)	3,768	3,852	3,804	3,762	3,723
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

⑩乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

事業概要

満3歳未満で未就園のこどもに遊びや生活の場を提供し、保護者の養育環境を支援するものです。

本市の取組

令和8年度からの本格実施に向け、提供体制を確保します。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについてはアンケート調査での利用希望を踏まえ、未就園児数の推移などを考慮し算出しています。実際の利用ニーズを把握し、参加する事業者の確保に努めます。

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	2,173	2,055	1,941	1,833	1,733
	提供体制(確保の内容)	2,282	2,282	2,282	2,282	2,282
	見込みと提供体制の差	109	227	341	449	549

⑱産後ケア事業【新規】

事業概要

産後、家族等から十分な援助を受けることができず、産後に心身の不調や強い育児不安がある方を対象に、産後うつの予防や育児不安の解消を図り、出産後の母子とその家族が健やかな子育てができるよう支援を行います。

本市の取組

宿泊型産後ケア事業について、産科医療機関及び助産院と契約し、利用者からの申請に基づき、実施しています。

量の見込みと提供体制、確保策の考え方

量の見込みについては、国の算出方法に基づき設定しております。

利用者の家庭状況に応じた支援を実施するため、通所型及び訪問型産後ケア事業の実施による事業の拡充を図るとともに、産科医療機関及び助産院等の確保に努めてまいります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み	456	541	538	528	516
	提供体制(確保の内容)	456	541	538	528	516
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

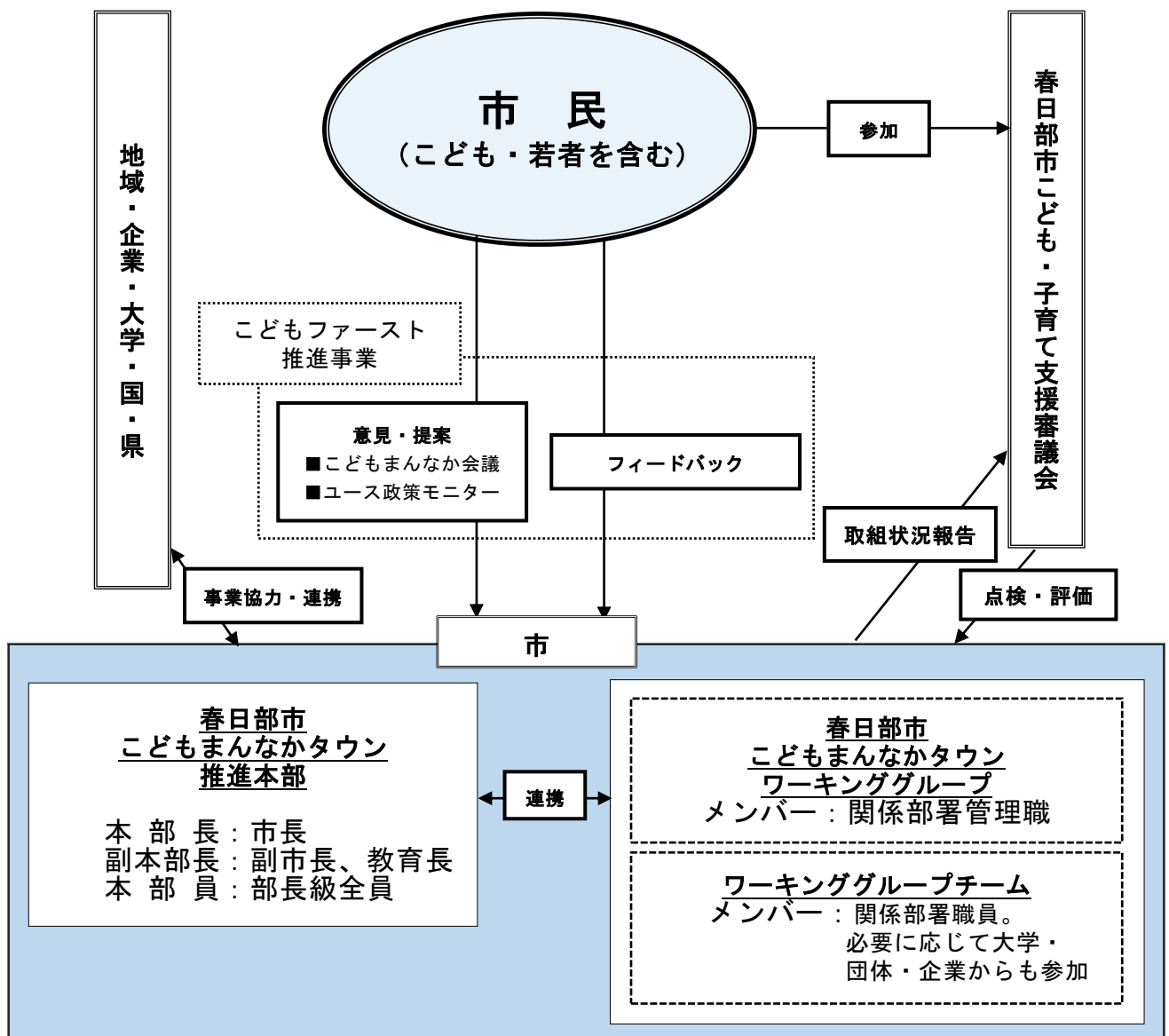
第6章 計画の推進

1 推進体制

こども・若者計画を推進するにあたり、「市」は「地域・企業・大学・国・県」と連携しながら、きめ細やかな取り組みを行い効果的に推進していきます。

進捗状況を点検・評価するため、「こども・子育て支援審議会」へ定期的に取り組捗状況を報告し、その評価結果を公表していきます。

【推進体制】



2 管理指標

こども・若者施策を着実に推進し、客観的な効果が見える化するため、管理指標及び目標値を以下のとおりに設定し、これにより施策全体の進捗状況を点検します。

【管理指標及び目標値】

管理指標	現状値		目標値
	5 年度		11 年度
指標① 「こども基本法(こどもの権利について)」を知っているこども・若者の割合	16～17 歳	10.7%	100%
	18～29 歳	14.6%	
指標② 「意見が取り入れられている」と感じているこども・若者の割合	16～17 歳	26.7%	70.0%
	18～29 歳	31.2%	
指標③ 「今の自分に満足している」と感じているこども・若者の割合	16～17 歳	45.6%	70.0%
	18～29 歳	45.0%	

管理指標及び現状値の設定

管理指標及び現状値は、令和6年3月実施のアンケート調査票における設問をもとに、「こども・若者自身がどのように感じているのか」に主眼を置き、設定しました。

指標①は、「新しい法律(こども基本法)について聞いたことがありますか」という設問、指標②は「市がまちづくり等でこどもや若者の意見を取り入れている」という設問、指標③は自分自身について思っていることの設問の中で「自分自身に満足している」という設問をもとにしています。

目標値の設定

目標値の設定にあたっては、「こども大綱」における『「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標』のうち、指標②については「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合を、指標③については、「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）の数値目標 70%を参考にしました。

進捗状況の点検

指標①～③の内容について、こども・若者を対象に隔年でアンケート調査を実施し、達成状況を把握するとともに、こども・若者への意見聴取の取組状況や審議会等へのこども・若者の登用状況を各部に照会し、進捗状況を点検します。

第7章 資料

1 策定経過

令和6年3月27日～ 4月12日	子育て支援に係るアンケート調査の実施
	・未就学児童保護者アンケート(配布数:2,000件、回答数1,298件)
	・就学保護者アンケート(配布数:1,500件、回答数:944件)
	こども・若者意識調査の実施
令和6年5月2日	・16～17歳のこども(配布:1,629件、回答数:654件)
	・18～29歳の若者(配布:2,602件、回答数:729件)
	第1回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・こども政策について
令和6年5月31日	・ワーキンググループの立ち上げについて
	・今後のスケジュールについて
	第1回 こどもまんなかタウンワーキンググループ
	第2回 こどもまんなかタウンワーキンググループ
令和6年6月20日	第1回 春日部市こども・子育て支援審議会
令和6年6月25日	・こども基本法・こども大綱について
	・子育て支援に係るアンケート、こども・若者意識調査報告
令和6年7月19日	第3回 こどもまんなかタウンワーキンググループ
令和6年8月5日	第2回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・こどもまんなかタウンワーキンググループによるプレゼンテーション
令和6年8月5日～ 31日	支援団体・こどものヒアリング調査
	・市内の子育て支援団体(8人)
	・市内在住・在学の学習支援活動参加者・児童養護施設入所者等こども(17人)
令和6年8月19日	第3回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・こどもまんなかタウンワーキンググループ プレゼンテーション結果について
	・春日部市こども計画 A・B対比表について
	・春日部市こども計画(骨子案)について
	・策定スケジュールの変更について
令和6年9月6日	第4回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・春日部市こども計画(骨子案)について

令和6年10月10日	第5回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・春日部市こども計画(骨子案)について
令和6年10月25日	第2回 春日部市こども・子育て支援審議会
	・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画及びかすかべっ子 幸せ応援プラン(春日部市こどもの貧困対策推進計画)の進捗管理について
	・こどもまんなかタウンワーキングの活動報告について
	・春日部市こども計画素案について
令和6年11月22日	第6回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・春日部市こども・若者計画(案)について
令和6年12月11日	第7回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・春日部市こども・若者計画(案)について
令和6年12月25日	第3回 春日部市こども・子育て支援審議会
	・春日部市こども・若者計画(案)について
令和6年12月27日 ～令和7年1月26日	市民意見提出手続き(パブリックコメント)の実施 意見提出件数 13件
令和7年2月4日	第8回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・春日部市こども・若者計画(案)について
令和7年2月10日	第4回 春日部市こども・子育て支援審議会
	・春日部市こども・若者計画(案)について
	・答申(案)について
令和7年3月5日	・春日部市こども・若者計画について(答申)

2 審議会

春日部市こども・子育て支援審議会条例（令和5年12月18日条例第34号）

（設置）

第1条 こども及び子育ての支援に関する施策を推進するため、春日部市こども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） こども及び子育ての支援に関する計画の策定及び推進に関する事項
- （2） その他こども及び子育ての支援に関する事項

（委員）

第3条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 市内各種団体を代表する者
- （3） こどもの保護者
- （4） 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第4条 審議会に、特別な事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、その職を解くものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員又は臨時委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども未来部こども育成課において処理する。

(審議会の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。(以下 省略)

委員名等

(敬称略)

	氏名	所属名等	備考
学識経験者	石 塚 勝 美	共栄大学国際経営学部	会長
市内各種団体を代表する者	江 村 恵里子	春日部市立八木崎小学校	
	松 原 睦	春日部市立葛飾中学校	
	角 坂 清 博	埼玉県立春日部高等学校	
	山 田 農 久	春日部市社会教育委員	
	中 島 邦 彦	銚子口自治会	
	上 田 みどり	春日部市地域子育て支援協議会	
	鈴 木 京 子	春日部市青少年育成推進員協議会	
	太 田 勝 基	認定こども園ふたば	
	金 子 直 世	春日部市主任児童委員連絡会	副会長
	山 崎 純 平	春日部商工会議所	
	シュレスタ アビシエク	共栄大学	
	シャキヤ ソスティカ	共栄大学	
こどもの保護者	田 中 あんず	春日部市PTA連合会	
	高 取 佳代子	藤塚幼稚園	
公募に応じた市民	大 島 康 裕	公募に応じた者	

委嘱期間:令和6年6月1日～令和8年5月31日

諮問

春こ育発第415号
令和6年6月25日

春日部市子ども・子育て支援審議会 様

春日部市長 岩谷 一弘

春日部市子ども計画（案）について（諮問）

春日部市子ども・子育て支援審議会条例（令和5年12月18日条例第34号）第2条第1項の規定により、春日部市子ども計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

答申

春こ審発第11号
令和7年3月5日

春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市子ども・子育て支援審議会
会 長 石 塚 勝 美

春日部市子ども・若者計画（案）について（答申）

令和6年6月25日付け春こ育発第415号で諮問のあった春日部市子ども・若者計画（案）について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断しその旨答申します。

なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

意 見

本審議会は、子育て支援に係るアンケート調査及びこども・若者意識調査並びにその調査結果を分析し、市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

今回諮問された春日部市こども・若者計画は、こども基本法に基づき「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」の実現にむけ、こどもの貧困対策、次世代育成支援行動計画、母子保健計画、子ども・子育て支援事業計画を包含するこども・若者施策に関する総合的な計画です。この計画が、大人中心の社会から、こどもまんなか社会への転換の出発点となるよう、こども・若者の意見を聴き、市民や公共団体、企業、大学、団体などとの連携・協働によって推進してください。

なお、今後のこども・若者計画の推進にあたっては、次に掲げる内容に留意されますようお願いいたします。

1 全体について

計画策定後は、興味を引くようなキャラクターを効果的に活用し、広く市民に向けて周知を図られたい。また、こども・若者に対して、それぞれの年代の理解度に応じた概要版を作成されたい。

2 こども・若者の意見反映について

基本理念として掲げた「すべての こども・若者の権利が守られ、それぞれのしあわせを思い描くことができる、そして叶えることができるまちの実現」に向けて、こども・若者の意見を積極的に取り入れる仕組みを構築し、取り組まれない。

3 ヤングケアラーの支援について

ヤングケアラーの支援にあたっては、外国籍のこどもへの対応も含め、取り組まれない。

4 こどもの居場所づくりについて

居場所づくりにあたっては、地域・産学官が連携し、こども・若者当事者の意見を反映しながら、大人も我が事として創出していく意識で取り組まれない。また、課外活動や学校部活動のありかたの変化にも対応した、こどもの居場所づくりを進められたい。

5 ひとり親家庭への支援について

ひとり親養育費確保支援事業において、面会交流については、こどもの権利擁護に主眼を置くとともに、改正民法施行の状況変化に速やかに対応できるよう、積極的に市が支援をしていくことも含めて検討されたい。



3 庁内検討組織

春日部市こどもまんなかタウン推進本部要綱

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号。）の趣旨を踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向け、こども施策を総合的に推進するため、春日部市こどもまんなかタウン推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(推進本部の所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) こどもまんなか社会の実現に関する施策の企画に関すること。
- (2) こども及び子育ての支援に関する計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他推進本部が必要と認める事項に関すること。

(推進本部の組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員若干人をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、こども未来部長をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 本部長は、事業のため必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部員に選出することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進本部の会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 推進本部の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本部員は、推進本部の会議に自ら出席できないときは、代理の者を出席させなければならない。

(意見聴取等)

第6条 推進本部は、審議のため必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進本部は、第2条各号に掲げる事項に関し、調査研究その他の作業を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、グループ長、副グループ長及びメンバー若干人をもって組織する。

3 グループ長及び副グループ長は、本部長がその都度指名する者とする。

4 メンバーは、本部長がその都度指名する者及びその他推進本部が認める者とする。

5 グループ長は、ワーキンググループを代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

6 副グループ長は、グループ長を補佐し、グループ長に事故があるとき、又はグループ長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 グループ長は、必要があると認めたときは、メンバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部及びワーキンググループの庶務は、こども未来部こども育成課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部長	財務部長	総務部長	市民生活部長	福祉部長	健康保険部長
環境経済部長	建設部長	都市整備部長	学校教育部長	学校教育部学務指導担当部長	
社会教育部長					

4 用語解説

用語	説明
ア行	
医療的ケア	学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。
インクルージョン	性別や人種、民族や国籍、社会的地位、障がいの有無などもっている属性によって排除されることなく生活することができる状態
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、インターネット上で社会的なネットワークを構築することができるサービスのこと。
カ行	
義務教育学校	一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされている。 小学校の6年間を前期課程、中学校の3年間を後期課程に設定している。
子育て関連施設	保育所・幼稚園・認定こども園・児童センター・放課後児童クラブ・障がい児施設等の施設を指す。
子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、主なポイントは次の7点である。 ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設 ②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等) ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実 ④基礎自治体(市町村)が実施主体 ⑤社会全体による費用負担 ⑥政府の推進体制 ⑦子ども・子育て会議の設置
サ行	
産後ケア事業	産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。
児童養護施設	父母が死亡、行方不明になっている児童・父母などから虐待されている児童・父母が養育を放棄している児童を対象に、養護を行い退所後も自立のための援助を行うことが目的の施設。
社会的養護	様々な事情により家庭で暮らすことのできないこどもたちを家庭にかわって、公的に養育する仕組み。
小規模保育事業	市町村の認可を受けて、19人以下の乳幼児を保育する事業。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。
タ行	
待機児童	保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所に入所していない児童のこと。(他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童などを除く。)

用語	説明
地域子育て支援拠点	子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促すため、地域において、子育て家庭の保護者と子どもが相互に交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談援助や情報提供などを実施する子育て支援のための拠点。
ナ行	
認可保育所	国が定める最低基準に適合した施設で都道府県の認可を受けた保育施設。
認定区分	子ども・子育て支援法第19条で規定される、教育・保育施設を利用するにあたり、市町村から認定を受ける次の3つの区分のこと。 1号認定:満3歳以上で、教育(幼稚園、認定こども園(教育利用))を希望する小学校就学前の子ども 2号認定:満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども 3号認定:満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども
認定こども園	小学校就学前の子どもを対象に、教育と保育を一体的に提供する機能と、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類に分類される。
ハ行	
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。
放課後児童クラブ	保護者が、労働等で昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に公共施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。「学童保育」と呼ばれることもある。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うもの。
ヤ行	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指しているのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、最初からすべての人に使いやすいように配慮された製品や情報、環境などのデザインのこと。
養育費	こどもの監護・教育のために必要な費用。一般的に言えば、未成年者(経済的・社会的に自立していない子)が自立するまで要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などが含まれる。
要支援児童	乳児家庭全戸訪問事業の実施やその他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童を除く)のこと。
幼児教育・保育の無償化	令和元年10月1日から開始された3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償となる制度のこと。0歳から2歳までの住民税非課税世帯も対象となる。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のこと。
要保護児童対策地域協議会	地方公共団体が、要保護児童の適切な保護を図るために設置する協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者等の関係者により構成される。同協議会は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

春日部市こども・若者計画

発行：2025 年（令和 7 年）3 月

春日部市 こども未来部 こども育成課

住所：〒344-8577

埼玉県春日部市中央七丁目 2 番地 1

連絡先：048-736-1111（代表）

URL：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/>



すまいるシティ
SDGs未来都市 かすかへ



春日部市